昭和28年5月30日第三種郵便物認可　昭和39年9月5日発行（毎月1回5日発行）　定価　金40円（送料12円）

# 婦人と年少者

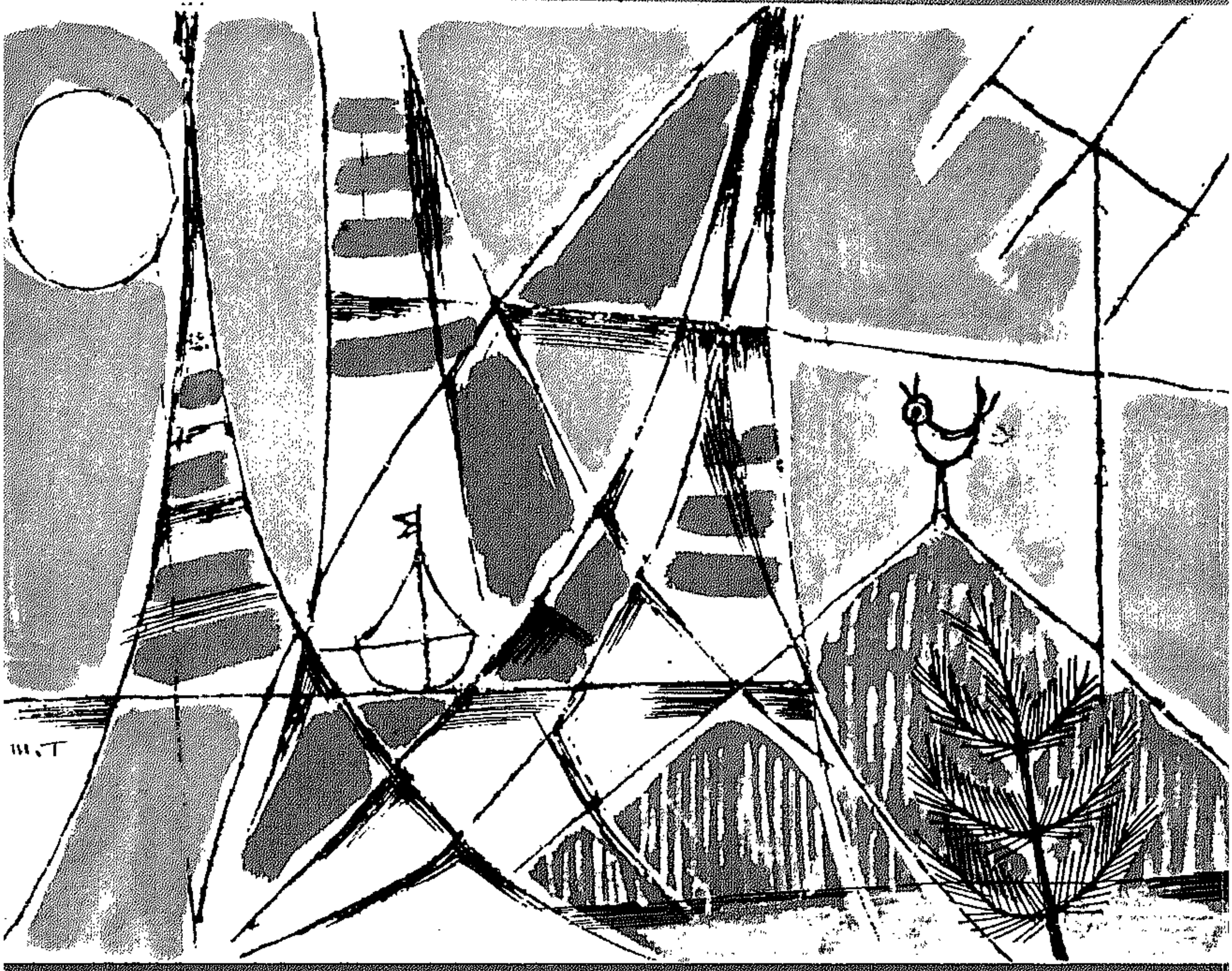

労働者家族福祉運動
◆勤労者家庭の文化教養の向上
◆勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識（後半）

9 1964

婦人少年協会

# 労働者家族福祉運動に関する参考資料

## 世帯業態別世帯数の動向（昭和30年＝100）

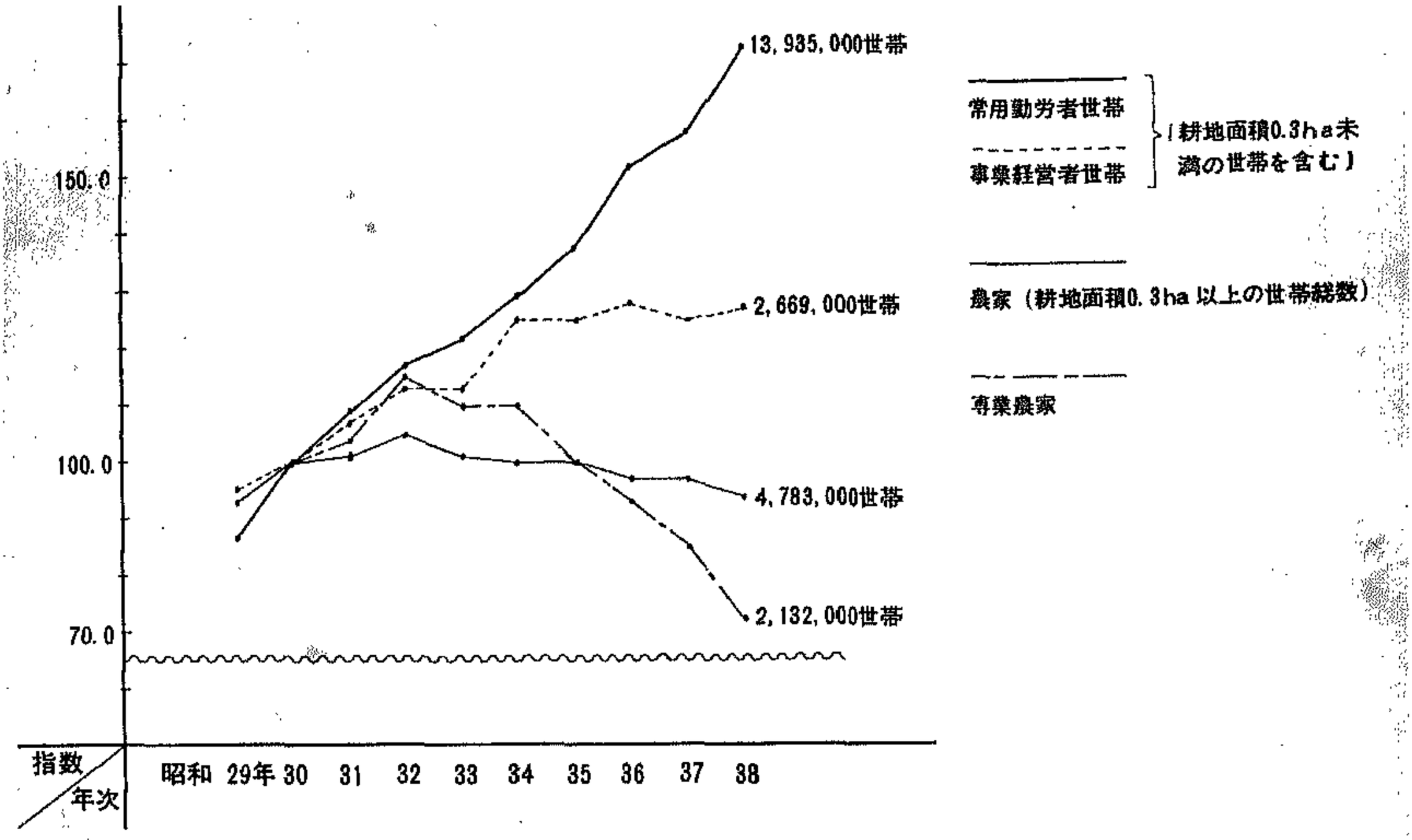


資料出所　厚生行政基礎調査（厚生省）

## 消費支出構成の変化（%）

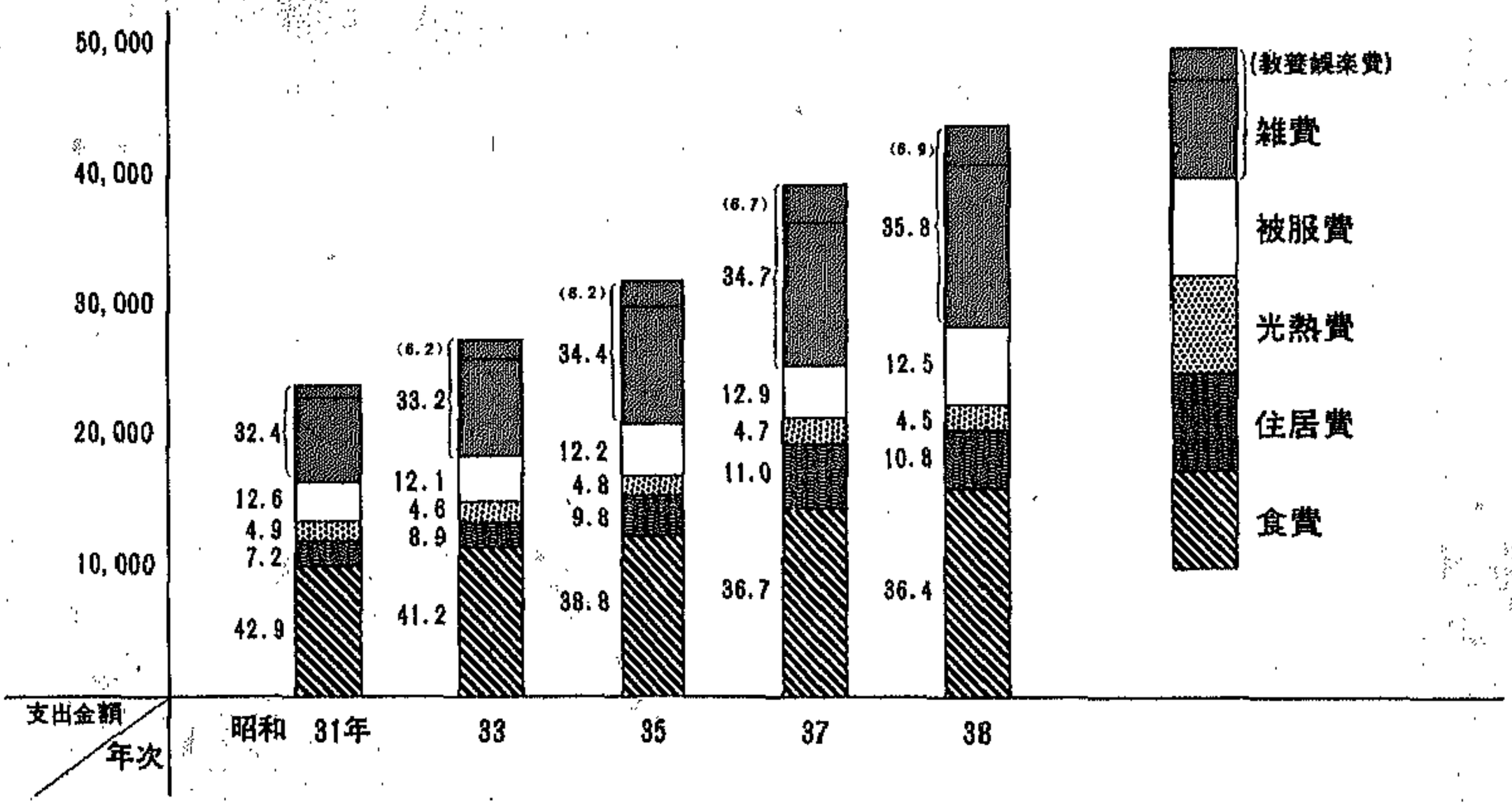


資料出所　家計調査（総理府）

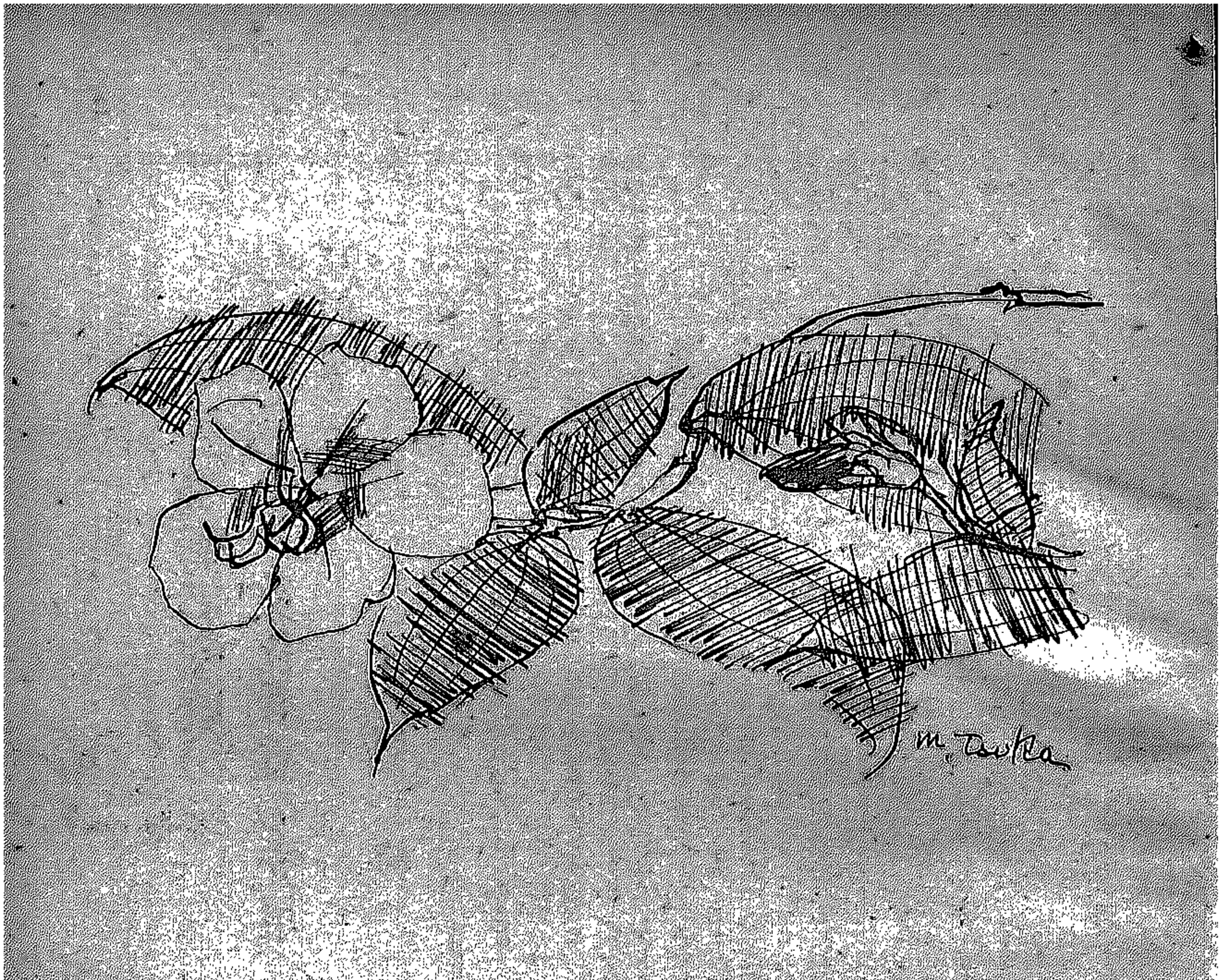

# 婦人と年少者　十二巻九号　目次


（特集）

勤労者家庭の文化教養の充足　山隋功　4
労働者家庭生活技術指導状況　婦人少年局婦人課　5

勤労者家庭の生活をたかめるために　7
勤労者家庭消費生活向上運動について　7
勤労者家庭消費生活向上運動のすすめ方とテーマについて　8

事業内ホームヘルプ制度の現状と本年度の推進について　10
モデル地区として生活技術指導を受けて
―石川島播磨重工業相生家族組合―　19
モデル地区の生活技術指導にあたって
―日本高周波鋼業八戸工場―　13

産業カウンセリングの実際　⑧　見市公子　15
ここにも年少者が働いている　⑥　黒岩ミドリ　16
協助員活動促進特別活動から　婦人少年局庶務課　17

（資料）

昭和三八年度勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査結果概要　30
アメリカの婦人労働者の就業状況（2）　塚谷政義　27
アルバイト中学生の実態　35
婦人に関するうごき　40
婦人労働関係資料の紹介　41
女子の就業者数と完全失業者数・平均現在給与額　表紙　8

◇労働者家族福祉運動に関する参考資料（図表）　表紙　3
◇婦人少年局ニュース　表紙　3

# 勤労者家庭の文化教養の充足

山崎功

「勤労者家庭の文化教養」という設問にたいする回答は、一見かんたんなようだが、じっさいには容易ではない。ここにはいくつかの基本的な問題があり、それが解明されないと、適当な解決案がかんがえられないからである。

第一に、文化とはなにか、という問題がある。われわれが一口に文化という言葉であらわしている概念は、なにかはっきりしたようではっきりしないものである。人間が技術を通じて自然を克服し、自己の生活目的に役だててゆく過程で、つくりだされてゆくさまざまなもの、——生活様式とか、精神活動とか、そういった状態の総和を文化というのであろう。これは国によって相違する。イギリスとコンゴを比較してもよいし、ブラジルとインドシナを比較してもよい。住民が達成した業績は国によってそれぞれ異なっている。ある地域では物質的・技術的な面がひじょうに発達し、他の地域では精神的・心理的な部分のほうがよけい発達している。それゆえ、文化の高低とか、優劣というとになると、明白な規準がないので、けっきょく、物質的に高度の成果をしめした国を高いと、物質的に高度の成果をしめした国を高いとする傾きがある。しかし北アメリカの文化と中国の文化、あるいはエジプトの文化とペルーのインカ文化を比較して、どこに優劣を求めることができるだろうか。これは不可能なことである。なぜならばそれは異質だからである。ここでわれわれは文化というものは、それぞれの国の歴史や伝統を積み重ねていることを理解する。歴史的内容をぬきにしては、一国の文化は語れないのである。

第二には、一国の文化がその住民全部のものかどうか、また、だれかの所有になるものかどうか、という問題がある。われわれはどこそこの国の文化というふうに単純に規定するが、よくかんがえてみると、その国の文化というのは、じっさいにはその国の支配者の文化であることが多い。住民はそれに参加せしめられたものの、それをつくりだしたのは支配者層であり、それを専有したのも支配者層であった。歴史を通じてそのことが立証されている。たとえば封建社会では、学問は貴族だけに許されることで庶民のものではなかった。庶民が学問をはじめることができたのは封建社会がくずれはじめてからであった。書くことは貴族の特権となり、そのために書く言葉と話す言葉が分離した。言文一致が叫ばれたのは、ようやく近代社会にはいってからである。これらのことはよく知られているとおりである。ここからして文化といわれるものには、社会内容また階級的内容があるということが理解されてくる。

資本主義社会でも事情はおなじである。階級分裂のある社会では、文化は主として支配者層によってつくりだされ、その目的にそうようにこれにしたがい、そのまえにひれふすことを教えるようにつくりだされている。近代社会はこれに対置して、個人の解放、自由と平等を表明する新しい建築、簡素で平明なそれをもってした。このような対置物があると、現代文化の性格もより明白にされるのだが、そうした明確な形のうえでの対置物が社会主義社会に生じているわけでもないので、精神的な面だけの相違ではどうしても現代文化の階級的内容をみうしな

## 婦人と年少者

うことになる。ここにもまた他の問題があるわけである。

このように文化については、かぎりなく言及できるのであり、文化とはなにか、ということになると、それだけでも一朝一夕に結論をだしにくいのである。それを、勤労者家庭にどうしたら文化教養を充足できるか、などとかんたんに質問され、即座に答えることがどうしてできるだろうか。いったい、この文化というのは、人類が到達した抽象的一般的な意味での高度の文化を対象としているのか、日本だけに局限された文化についてであるか、また資本主義社会全般の文化についてか、それとも特定層の文化についていうのか、あるいは社会主義社会に生じはじめているそれをもいうのか、——それも明確ではない。おそらく、それらの全部を少しずつふくんだものを対象としているのであろうが、それでもなお問題がのこる。そうした一般概念の文化が、いったい、勤労者にとって有益なのか、実効があるかどうかという問題である。今日の日本の勤労者階級は、金銭の面でも時間の面でも、膨大な量の文化を吸収する余裕をもつとはおもえない。それなのにどうして、このような雑多な文化を、教養として身につけねばならぬのだろうか。ここにもまた他の問題がひそんでいる。

卑近な例をあげれば、勤労者の職場や家庭で、個々また集団的に生花、茶、踊りなどを習うことが女子のあいだでおこなわれているそれをみるとよい。それが教養の一つだと解釈されているからである。

これはこの国の伝統的な生活のアクセサリーで、身につけぬよりはつけたほうがよいかもしれない。それが本人の人間的価値とはなんの関係もないことが、この社会では通用するからである。ゴルフや麻雀がうまいということは、人間の評価にはかとなると大きい疑問であり、変形であって、将来の社会では、生活様式の変化とともに、さらに変形されるか消滅してゆくたくいの事物である。それゆえ、勤労者にとって必要なのは、この種の無意味な文化を教養としてうけることではなく、将来の自己の生活を豊かにする効果のあるものを、探求また発見してゆくことである。勤労者家庭の文化教養というときには、少なくとも、現代社会の文化一般ということではなく、そこにある健全なもの、生活の設計に役だちうる積極的性格をもつものを対象として、問題をしぼってゆくことが必要となる。

それでは、現代社会の文化、とりわけ昨今の日本の文化はどうなると、ということになる。現在の日本の文化はいったい正常なものとかんがえることができるであろうか。週刊誌やテレビに集約されているそれをみるとよい。ひところは、戦争讃美とまではゆかぬにしても、戦争への奇妙な郷愁をともなったともみえる回顧、西部劇やサスペンスに代表される殺人、スパイや忍者ものにおわった残酷物語、このごろでは芸術と好色の限界が不分明である文学作品、その映画化やテレビ上演などが、その主潮となっている。これらのものはどうみたところで健全とはいいがたいし、生活を豊かにする知識とはなりがたい。どのような社会にしても、それがある程度固定化し、老朽化してくると、文化もそれを反映して、新鮮さを欠き、老化し、腐敗へとむかうものだが、そのような現象は日本でも免れることができず、かなり明白にあらわれてきている。

それにまた、政治的な意味をもつばあいもある。西欧の特定の国では、愚民政策をとることで、支配者層の行動をおおいかくすこともおこなわれている。文化はますます墜落し、愚劣となっているが、意識的にこれが放置されているし、いろいろの研究施設を利用することも許されていない。金や時間の問題だけではなく、制度的にも不可能なばあいがある。絵画や彫刻の展覧会もゆく機会が少ないし、高価な劇や音楽会へはなおさらのことである。けっきょく、手軽にみられる映画やテレビ、新聞・雑誌が、文化吸収の手段とならざるをえない。ところが、対象となるべきこの部分的な文化にし

ても、腐敗して不健全であり、大衆の知識の向上や生活の改善に少しも寄与するところがない。とすれば、また他方では、大衆のための真の文化が確立されていないとすれば、勤労者はいったいどうすればよいのであろうか。

問題を混乱せしめないために、勤労者には経済的・時間的余裕があまりないことを、さきに指摘するにとどめたが、現実の問題とすると、〝まったく余裕がない〟ことが多い。勤労者の家族は多かれ少なかれ職業また内職に従事しており、子弟の世話をすることさえも放置しがちになっているのが実状である。非行少年の問題もこのような状態に起因することが多く、文化教養の充足よりも、じつはそれ以前の問題が解決されていないのである。勤労者の経済向上、少年婦人と文化教養の問題は、実際問題ではない。

――これがこの時点の急務であって、文化はそれによってようやく解決の端緒がつかめる問題である。しかし、経済的向上は、実際問題とすると、そう容易に実現することではない。

そうなれば、いつ実現できるかわからぬ経済的余裕を待つあいだにも、なにか文化吸収についての努力をしなければならぬことになる。

もちろん、さきに現代文化を悲観的に描いたが、全部が否定的な面だけをもつわけではない。健康なものもあるし、善意をふくむものもある。それゆえ、マスコミの提供する雑多な文化を、どのように批判的に摂取するかという問題になってくる。これはむずかしいことである。批判には十分な知識が必要であり、ときとしては一定の思想的立場も必要となる。一般の勤労者にとっては〝むりな相談である。さしずめ勤労者はいったい、どうすればよいのだろう。われわれの知識に、生活に、そのどの部分に役だつのだろうか、われわれに役だつのだろうか、われわれの情操をはたして美化してくれるのだろうか、――などをかんがえてみることがよい。さらに、なぜこのような文化が横行するのか、――についてかんがえることは、勤労者の生活形態自身が集団的な性格をとりはじめているので、集団的な研究方法は生活様式にも合致するものとなる。

そうはいっても、個人では考えが堂々めぐりして解決の糸口をつかむことがむずかしいゆえ、グループをつくって集団的に検討するほうが早わかりのことが多い。地域的に、また職場でも、読書や芸術鑑賞の特定のサークルをつくり、適当な人を招いて、相談したり、指導してもらうことも一つの方法である。そうしたところでも、招いた人の言葉だけを頼りにせず、自分の読みたいたとえば読書のばあいならば、自分の読みたい本を自分であさり、新聞の読書案内を丹念に調べるとか、ラジオの案内をきいて参考にすると かしたうえで、サークルのなかにもちだし、共同で購入するようなことにでもなれば、回覧して、みなで疑問をだしあうことが望ましい。そうすることが読書への熱を高め、一方では批判の態度も養ってゆけるので、おのずと教養を身につけることは、費用や労力の点で容易ではなく、むしろ少数でもよいから集団で対処するほうが、無難でもあり、効果もあるようだ。それに昨今では、団地も増加し、一部の勤労者の生活形態自身が集団的な性格をとりはじめているので、集団的な研究方法は生活様式にも合致するものとなる。

もっとも、勤労者にたいしては、あらゆることにまず疑問をいだいてみるべきだ、それが批判を養う第一歩だ、とすすめるよりないだろう。これがわれわれの勤労者なりその家族が、単独で文化を吸収や芸術にたいしてもひとしいことがいえる。個々の勤労者なりその家族が、単独で文化を吸収し

動労者は自己の独自の文化を創設する必要があり、そのためにはあたえられた雑多な要素のなかから健全なものを拾いだす努力をしなければならぬということである。この手段についてわれわれは助力できるが、動労者自身がみずからの手で解決への道をひらこうとする姿勢をとることが、第一義的に重要なのである。まずそうした心がまえをつくることを、動労者に要望したい。問題はそれからの問題として、みずからのこととである。

—読売新聞論説委員—

# 労働者家庭生活技術指導状況

## ——婦人少年室の報告から——

（昭和三八年一月～九月）

婦人少年局婦人課

この指導は、労働者が心身ともに健康で十分な生産活動に従事するためには、家庭生活の向上がのぞまれ、そのためには心要な生活技術の指導援助を行なう、という趣旨のもとに、社宅等労働者住宅の密集地域で労働者家庭の主婦を対象に昭和三三年から各婦人少年室が指導にあたっている。開始以来、指導の対象となった事業場は、指導を終了したもの及び現在も指導を継続して受けているものを合わせて一六九事業場である。

指導内容は、家庭経済や衣食住に関することから、保健衛生、子どもの教育、人間関係など広範にわたっているが、対象家族、生活条件、生活環境等の実情も考慮に入れて、理論と実地にわたり指導を行なっている。

特に昭和三七年一〇月からは、動労者家庭消費生活向上運動（五か年計画）の実践地区として、毎年運動のテーマに即した指導を行なっている。

指導にあたるものは、特にそのために置かれている婦人少年室専任協助員が室長の指示により行なっているが、必要に応じて各分野の専門家、有識者等の協力も得ている。指導回数は原則として一か月一回（時間は平均四時間）である。

指導を終了した場合は、引続き自主的に研究を進めるよう家政研究グループへの移行をうながし、それに対しては、側面的に助言指導を行なっている。

婦人少年室の報告から、その指導状況をみると、次のようである。

なお、従来までの指導期間は、一月～十二月までであったが、動労者家庭消費生活向上運動の開始にともない、指導期間もそれに合わせ十月から翌年九月までと切り替えた。今回は、その初年度分であるため一月～九月までの状況である。

### 一　対象事業場について

対象事業場数合計四一事業場

（集計した期間が短いため、例年より数の上では減少している）

(1)産業別事業場数

製造業　二九—繊維工業七、パルプ・紙・紙工品製造業四、化学工業三、鉄鋼業三、食料品製造業二、機械製造業二、輸送用機械器具製造業二、石油精製業二、木材・木製品製造業一、金属製品製造業一、窯業・土石製品製造業一、非鉄金属製造業一

電力供給業　五

運輸業　三

鉱業　二

通信業　一

畜産農業　一

(2)規模別事業場数

一〇〇～二九九人　一〇

三〇〇～四九九人　七

五〇〇人以上　二四

(3)指導地区労働者の月収賃金

事業場から提出された平均月収賃金は規模別にみると次のとおりである。

○労働者数一〇〇～二九九人の事業場

では——

三万円未満　五事業場

三万～四万円　四〃

四万円をこえるもの　一〃

○労働者数三〇〇～四九九人の事業場では——

三万円未満　一事業場

三万～四万円　四〃

四万円をこえるところ　二〃

○労働者数五〇〇人以上の事業場では——

三万円未満　一〇事業場

三万～四万円　一二〃

四万円をこえるもの　二〃

○合計

三万円未満　一六事業場

三万～四万円　二〇〃

四万円をこえるところ　五〃

計　四一〃

(4)対象世帯

指導の対象になっている世帯数（主婦数）は合計四、七三五人で、事業場によってさまざまであるが、多いところで六五三世帯、少ないところは二一世帯である。対象世帯数別の事業場数

は次のとおりである。

一～五〇世帯　一八事業場
五一～一〇〇世帯　一〇　〃
一〇一世帯以上　一三　〃
〇世帯の平均家族
三～四人の家庭がもっとも多く、ここにも小家族の傾向がうかがえる。
三人未満　三六八世帯
三～四人　三、一八四世帯
四人以上　一、一四五世帯
不明　二八世帯

(5)集会所の有無

有　二八事業場
なし　一〇　〃
不明　三　〃
計　四一事業場

(6)主婦会・家族会の有無

主婦会か家族会のあるもの　一四事業場
なし　二六　〃
不明　一　〃

## 二　指導内容

指導内容は、すでに述べたように広範囲にわたっているが、あらかじめ年間の計画をたて、それに従ってすすめている。三十八年九月までは、勤労者家庭消費生活向上運動の初年度のテーマ「健康の増進のために消費生活をととのえる」に沿ったプログラムをたてている。

講義・実習・討議・見学・資料の配布回覧などの形で行なわれたが、主な指導項目をひろってみると、次のとおりである。

(1)テーマについたもの

テーマについて懇談、健康診断の実施、血圧測定、家族の健康管理について、健康の増進と生活情緒の安定、健康と被服との関係、住居と環境衛生、健康と整理整とん、物価の値上がりと食生活の問題、均衡のとれた家庭経済、家庭の消費と国の経済、健康と食生活（バランスのとれた消費生活と栄養、栄養の配分と健康、間食と栄養、健康を保つための献立、我が家の栄養分析表、一月の標準栄養量、一週間の食事しらべ、今までの食生活をふりかえって、好き嫌いとその対策など）

(2)家庭経済に関するもの

購買と消費生活、家計簿と記帳、家計簿からみた消費生活の問題、その他

(3)食生活に関するもの

栄養一般、食品知識、各種料理実習、食品衛生、調理器具、テーブルマナー、その他

(4)衣生活に関するもの

各種繊維の知識と洗剤と洗い方、労働と衣服、衣服の手入れと保存、衣料品の選び方・買い方、洋服の裁ち方・縫い方、古着についての考え方、処理のしかた、寝具の知識、クリーニング実習、手芸、その他

(5)住生活に関するもの

住居の安全と衛生、労働者と屋間の休養場所、部屋のアクセサリー、茶の間の価値、電気の知識と電気機具の持ち方・扱い方、暖房と火災予防、その他

(6)保健衛生に関すること

疲労とその回復、家族の精神衛生、病気の予防と手当の知識、成人病、子どもの病気・けがと救急法、薬の知識、入浴について、睡眠について、その他

(7)家庭生活及び人間関係に関するもの

勤労者家庭の主婦の役わり、家族の心身の健康、夫婦間のゆとり、老人の心境と生活、一生の生活設計、その他

(8)子どもの教育等に関するもの

勤労者家庭と子どもの将来、家庭教育と学校教育、子どもの生活設計と指導方法、反抗期の子どもの扱い方、休日や夏休みの子どもの生活指導、その他

(9)その他婦人週間に関するもの

映画観賞、社会見学、法律、宗教、生花、など

最後に、指導を実施した婦人少年室の報告によると、生活技術指導は、指導を受けた多くの主婦達に、非常に喜ばれた。はじめは消極的であったが回を重ねるにつれ、自主性が高まり、積極的に、勉強する態度が生まれ、今後の活動が期待できる。また、出席することによって、他のより多くの主婦と知り合うことができ、いろいろな問題について話しあう機会が得られて、主婦同士の親近感が深まり、協力態勢が出てきた、などがあげられている。しかし、料理実習などのように、身近ですぐ役立つものには熱心であるが、講義など理論的なものには興味がうすいようであることや、すすんでグループリーダーになる主婦が少ないということも指摘されている。

指導実施の際の問題点としては、幼児をもつ主婦のために、託児施設があればもっと多くの主婦が参加できる見込みであること、一方、何らかの職業に就く主婦もふえていることも出席率に影響している、などの問題があげられている。

※（9ページつづき）

るのではないでしょうか。

また、いわゆる趣味でも、何か一つの研究でも持つことは、教養をたかめるうえに好ましいことですが、そのために必要な費用も家庭経済に組み入れられているでしょうか。

〝文化〟とは、生活全般に関していえるもので、芸術も科学も宗教も思想も哲学も、私たちが生み出す精神的な財産、といえましょう。この無形の、しかし、それによって社会の文明ももたらされる、この財産を豊かに持ち、大切にし、高めていくことが、人々に、人らしい生活をもたらし、個人を、家庭を、ひいては社会全体を豊かに発展させるみなもとであるといえましょう。

# 勤労者家庭の生活をたかめるために

勤労者が、心身ともに健康で働き、その家族の生活を支え、家庭が豊かに発展していくことは、日本の社会の大きな命題であり、そのために、労働省では、勤労者家庭の福祉をたかめる運動や実践活動を進める呼びかけを、全国的に行なっています。今年の運動や、そのはこび方について記し、努力と参加をおすすめします。

## 勤労者家族福祉運動実施要領

### 一、趣旨

勤労者家族の福祉を増進することは、勤労福祉の見地からも、また日本経済の発展のうえからも重要な意義をもつものであるところから、事業主、勤労者、ならびに勤労者家庭の主婦及び関係機関、団体等の勤労者家族福祉についての関心と理解を喚起し、その目的のための活動が、自主的かつ積極的に進められるよう促すために、本運動を全国的に行なう。

### 二、期間

昭和三九年一〇月一五日～一四日までの十日間

### 三、運動の重点

①事業主、勤労者、勤労者家族等の組織、その他関係機関、団体等が、勤労者家族問題の重要性を十分認識し、その福祉増進のために必要な活動を積極的に行なうよう促す。

②この勤労者家族福祉運動における実践活動として、昭和三七年一〇月より開始した勤労者家庭消費生活向上運動（本年は、その三年度）について周知をはかるとともに、事業主、勤労者、勤労者家族等の組織及び関係機関、団体等の参加、協力を促し、また、この勤労者家庭消費生活向上運動の趣旨、目標とするところに沿って、それぞれが自主的、積極的に常時活動を計画し実践するように働きかける。

③右の勤労者家庭消費生活向上運動の三年度テーマを広く知らせるとともに、テーマに即して、勤労者家庭の主婦の実践が活発に行なわれるよう促すとともに、主婦の実践に対して事業主、勤労者、勤労者家族等の組織、また関係機関、団体等が積極的に援助活動を進めるよう奨励する。

「三年度テーマ」

文化教養の充足のために、消費生活をととのえる。

④事業内ホームヘルプ制度の推進を図る。

### 四、実施事項

――勤労省の行なうこと――

①勤労者家族の福祉増進の重要性に関する広報活動（中央・地方）

②勤労者家庭消費生活向上会議（地方）

③勤労者家族福祉問題専門家会議（中央）

④勤労者家庭消費生活向上運動に関する特別啓発活動

○勤労者家庭消費生活向上運動に関する啓発広報活動（中央・地方）

○勤労者家庭消費生活向上運動参加者の実績発表会（地方）

⑤その他地方情勢に応じて行なうもの

○労働者家族福祉問題セミナー

○勤労者家庭の主婦のための消費問題セミナー

⑥資料の作成配布

――事業主、勤労者、勤労者家族等の組織、ならびに関係機関、団体等の自主的活動例――

㋑労働者家族福祉に関する調査、研究、懇談等

㋺勤労者の家庭における文化、教養に関する調査、研究、講演等

### 五、資料

①勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査結果報告書（三八年度）

②勤労者家庭の文化教養に関する調査資料（三九年度勤労者家庭の消費生活水準に関する意識調査より抄出）

③勤労者家庭の文化教養に関する統計資料

④リーフレット

勤労者家庭の生活をたかめるために

――文化・教養の問題――

「婦人と年少者」九号

## 勤労者家庭消費生活向上について

この運動は、労働者家族福祉を高めるための業務の一環として行なうもので、昭和三七年一〇月から五年間の計画で開始されています。毎年一〇月から翌年九月までの十二か月を一期とするもので、この一〇月からは三年度に入ります。運動の半ばに当たり、この運動の推進要綱を再び参考に供します。

### 一、趣旨

勤労者家庭における生活水準の実質的向上のためには、その消費生活の内容が、世帯成員の心身の安定、労働力の再生産、次代の育成、文化的活動の遂行等の諸機能を十分発揮し得るような、均こうのとれた状態となることが必要である。そのためには、経済的、社会的各種の施策が進められなければならないが、同時に、勤労者家庭自体の、生活向上のための自主的な活動と関係各方面の、そのための援助活動が積極的に進められることが望まれる。

ここにおいて、勤労者家庭の消費生活

向上のための広範な活動を促進し、その福祉を増進することを目的として、長期的な運動を実施する。

二、運動推進の方法

①五か年の期間をもって運動を行ない、その各年ごとに年次テーマを設け、それに沿って運動を進める。

②事業主、労働者、労働者家族等の組織をはじめ、その他の関係機関、団体に呼びかけ、その協力を得て中央及び地方各県に「勤労者家庭消費生活向上会議」を設け、運動推進の母体とする。

三、運動のねらい

「均こうのとれた消費生活の実現」ととのえる。

四、運動の年次テーマ

初年度＝健康の増進のために消費生活を

二年度＝子どもの教育の充実のために消費生活をととのえる。

三年度＝文化、教養の充足のために消費生活をととのえる

四年度以降予定テーマ

○家族関係の情緒的安定のために消費生活をととのえる

○老後及び不時の際の不安からの解放のために消費生活をととのえる

五、運動の期間

昭和三七年一〇月から昭和四二年九月までとし、今年はその三年度にあたります。

この運動は、前にのべたように五年間にいたる五年間とする。各年度は一〇月に始まり翌年九月に終わるものとする。

六、主唱機関　労働省

七、協力、参加を求める対象

○事業主、労働者、労働者家庭の主婦

○事業主団体、労働組合、労働者家族、その団体

○消費者団体、その他関係団体

○関係官公庁

八、実施事項

――労働省の行なうこと――

①勤労者家庭消費生活向上会議の設置（中央・地方）

②調査の実施（婦人少年室を通じて行なう）

③特別啓発活動の実施（毎年一〇月労働者家族福祉運動期間中に行なう）

○専門家による研究会議（中央）

○消費生活向上運動参加者の実績発表会（地方）

九、資料

①「勤労者家庭消費生活向上運動」推進の手引

②各年次テーマに関する調査資料

③各年次テーマに即した統計資料等

○その他

④労働者家庭生活技術指導モデル地区における生活技術指導援助（地方）

⑤資料の作成、配布

――事業主、労働者、労働者家族の組織ならびに関係機関、団体等の自主的活動をうながすもの――

①勤労者家庭の消費生活に関する実状の調査、研究、懇談等

②主婦の生活技術をたかめるための指導、援助（講習、講演、その他）

さらに、主婦の実践がしやすいように、いろいろの援助を与えられることを、企業側や組合、また、関係機関や団体に期待しています。

その援助には、運動について知らせることや、主婦の研究や懇談会などの計画の相談にのる、講師を招く、などから、集会場のあっせんなどまで、大小さまざまな援助のやり方がありましょう。

それぞれの主婦の実践の状況や、企業、労組の立場に応じて適宜、適切な援助企画を持って進められることが期待されます。

そのためには、主婦のグループや社宅の主婦の中に、便宜上代表や役員をきめて協議しながら進めることも必要で、一方、企業や組合側にも、そのための運動推進員とでもいうような係りを置くことも実践を進めるうえから考えられます。

実践にあたっては、その年のテーマに沿って、何か小さなことの一つでも、実生活の中で徹底していくことがのぞまれましょう。

## 勤労者家庭消費生活向上運動のすすめ方とテーマについて

この運動は、労働者自身を含めて、勤労者家族が、今日をすこやかに生き、あすからの将来に向かって堅実に充実した生活を築いていくことを期待して行なっている運動です。

昭和三七年から五か年の期間で、昭和四二年までとし、今年はその三年度にあたります。

この運動は、前にのべたように五年間くことは、勤労者自身の心身の安定にも、新鮮な労働力を生むみなもとにもなるもので、企業としても、労働組合や家

ます。勤労者家庭全体に共通のことがらもあるでしょうから、同じ一つのことがらを、どの家庭でも実践する、ということもありましょう。しかし、家庭には、その家庭独自の条件や問題があるので、テーマに即して取り上げることが、個々の家庭で異なったことがらである場合もありましょう。

今年のテーマは、「文化教養の充足のために、消費生活をとらえる」ということです。

家庭生活の基本的なことがらといえば先ず衣食住をみたすことがあげられましょう。しかし人間の生活は、知能や情操も豊かにみたされなくては、人らしい発展はもたらされず、また今日の社会に適応した生き方もできにくいといえましょう。

## 青少年と婦人

近年、生活物資は豊かになり、衣食住については一応みたされつつあるとみられます。いわば口腹の欲望はみたされつつあるといえましょう。しかし、さらに今後、社会の発展とともに、人が人らしく生き、家庭に、社会に、ゆとりや、やすらぎ、なごやかさを、そして高い文化を築いていく姿勢が必要ではないでしょうか。それは、個々の家庭の日常の生活態度――もっと直接的には消費生活の姿勢から生まれてくるといえましょう。

ことに、あまりにも急激な経済成長によってもたらされた物質文化は、人々のしい激しい波の中で、よりよい生活を築物質に対する関心を強く刺激して、人間

交流、ほんとうの意味での〝高度の人間社会〟を荒々しく、すさんだ空気のものに押し流していく傾向が見られます。いま社会に〝問題〟として起こっていることがらの根元も、そこになしとはいえません。

電気製品の完備や、便利で美しい生活物資を多く取り入れる、観光旅行に出かける、というようなことは、単に、生活手段の一部でしかないでしょう。

消費生活のはこび方といえば、まず日日の生活の中で、家族が生命を維持し、社会生活を営むに必要な基本的なものごとは保たなければならないでしょう。そして、物質的に満たされることが、心をも満たすものと思いこまれがちではないでしょうか。物質的な充足のみによる満足感は、その次の欲望を生み、次の満足感を得たいと願ってきます。次々と波が打ち寄せるように欲望が生まれてきて、生活感情は、ゆすぶられ続けていくおそれもあります。

私たちには、いま、平静で心豊かな家庭生活が、一層必要であるといえましょう。そして、その中で、家族のひとりひとりが豊かな教養を持ち、人として良き人格を養ない発展していくことを、生活の管理者である主婦は考えてみなくてはならないのではないでしょうか。心身ともに疲労しがちな、あるいは、とげとげしい気持にもなりがちな家族（主婦を含

食住をみたすことと共に、人が人らしく生きるということについて考えてみなくてはならないでしょう。生活の物質的充実、生活の物質的近代化は、好ましいことにちがいありません。しかし人が、人らしさを、この激しい社会の動きの中で保ち、豊かな人間性を持ちこたえていくことは近代社会の発展途上で十分に考えていくべき大きな問題といえましょう。

〝文化・教養の充足を〟という今年のテーマも、その意味で取り上げられたものです。

考えてみましょう。いま、私たちの消費生活は、物質的な充足に強く傾いている傾向はないでしょうか。そして、物質的に満たされることが、心をも満たすものと思いこまれがちではないでしょうか。物質的な充足のみによる満足感は、その次の欲望を生み、次の満足感を得たいと願ってきます。次々と波が打ち寄せるように欲望が生まれてきて、生活感情は、ゆすぶられ続けていくおそれもあります。

私たちには、いま、平静で心豊かな家庭生活が、一層必要であるといえましょう。そして、その中で、家族のひとりひとりが豊かな教養を持ち、人として良き人格を養ない発展していくことを、生活の管理者である主婦は考えてみなくてはならないのではないでしょうか。心身ともに疲労しがちな、あるいは、とげとげしい気持にもなりがちな家族（主婦を含

（P.6ページ下段次回につづく）

めて）に、いこいや、なぐさめとなり、生きるということについて考えてみなくてはならないでしょう。生活の物質的充実、生活の物質的近代化は、好ましいことにちがいありません。しかし人が、人らしさを、この激しい社会の動きの中で保ち、豊かな人間性を持ちこたえていくことは近代社会の発展途上で十分に考えていくべき大きな問題といえましょう。

〝文化・教養の充足を〟という今年のテーマも、その意味で取り上げられたものです。

考えてみましょう。いま、私たちの消費生活は、物質的な充足に強く傾いている傾向はないでしょうか。そして、物質的に満たされることが、心をも満たすものと思いこまれがちではないでしょうか。物質的な充足のみによる満足感は、その次の欲望を生み、次の満足感を得たいと願ってきます。次々と波が打ち寄せるように欲望が生まれてきて、生活感情は、ゆすぶられ続けていくおそれもあります。

私たちには、いま、平静で心豊かな家庭生活が、一層必要であるといえましょう。そして、その中で、家族のひとりひとりが豊かな教養を持ち、人として良き人格を養ない発展していくことを、生活の管理者である主婦は考えてみなくてはならないのではないでしょうか。心身ともに疲労しがちな、あるいは、とげとげしい気持にもなりがちな家族（主婦を含

（P.6ページ下段次回につづく）

# 事業内ホームヘルプ制度の推進について

婦人少年局婦人課

## 一、制度の現状について

事業内ホームヘルプ制度の実施事業場は、本年四月一日現在、全国一四都道府県で一六五社を数え、その後も増加して八月には一七〇社を超えた。

昭和三九年四月一日現在の事業内ホームヘルプ制度実施事業場の現状は、ここに掲げる表のとおりである。

第1表　都道府県別実施事業場数

| 都道府県別 | 実施事業場数 |
|---|---|
| 総数 | 165 |
| 北海道 | 4 |
| 埼玉 | 2 |
| 東京 | 50 |
| 神奈川 | 31 |
| 新潟 | 1 |
| 静岡 | 7 |
| 愛知 | 31 |
| 京都 | 1 |
| 阪神 | 9 |
| 兵庫 | 35 |
| 岡山 | 20 |
| 広島 | 4 |
| 福岡 | 5 |
| 大分 | 1 |

第2表　産業別実施事業場数

| 産業別 | 実施事業場数 | % |
|---|---|---|
| 総数 | 165 | 100 |
| 製造業 | 87 | 52.2 |
| 食料品製造業 | 8 | 4.8 |
| 繊維工業 | 1 | 0.6 |
| パルプ、紙、紙加工品製造業 | 3 | 1.8 |
| 出版、印刷、同関連産業 | 8 | 4.8 |
| 化学工業 | 10 | 6.0 |
| 石油製品、石炭製品製造業 | 1 | 0.6 |
| ゴム製品製造業 | 2 | 1.2 |
| 皮革、同製品製造業 | — | — |
| 窯業、土石製品製造業 | 2 | 1.2 |
| 鉄鋼業 | 5 | 3.0 |
| 非鉄金属製造業 | 6 | 3.6 |
| 金属製品製造業 | 5 | 3.0 |
| 機械器具製造業 | 8 | 4.8 |
| 電気機械器具製造業 | 13 | 7.8 |
| 輸送用機械器具製造業 | 10 | 6.0 |
| 精密機械器具製造業 | 5 | 3.0 |
| 建設業 | 1 | 0.6 |
| 卸売・小売業 | 5 | 3.0 |
| 金融・保険業 | 51 | 30.6 |
| 運輸・通信業 | 5 | 3.0 |
| 電気・ガス・水道業 | 9 | 5.4 |
| サービス業 | 3 | 3.0 |
| 公務 | 4 | 2.4 |

事業場では、本制度に対する従業員の認識や評価が高まり、利用者の層の幅もひろくなり、利用率ののびも大きく、労使の双方から好評を博している。そのため、ホームヘルパーの増員計画がすすめられているところもある。

制度開始後日の浅い事業場では、何よりも先ず従業員に対する広報に力を入れる必要があるが、各事業場とも各種の手段をとって効果的な広報に工夫をこらしている。具体的な運営については、実施が軌道にのるにつれ、検討すべきこともでてきており、特に、ホームヘルパーの需要の季節的な片よりに対応して、運営をどのように行なうかの検討が問題となっている。

第3表　規模別実施事業場数

| 従業員数 | 実施事業場数 | % |
|---|---|---|
| 総数 | 165 | 100 |
| 100人未満 | 4 | 2.4 |
| 100～299 | 7 | 4.2 |
| 300～499 | 11 | 6.7 |
| 500～999 | 28 | 17.0 |
| 1,000～1,999 | 45 | 27.3 |
| 2,000～4,999 | 48 | 29.1 |
| 5,000人以上 | 22 | 13.3 |

第4表　世帯員数別実施事業場数

| 世帯数 | 実施事業場数 | % |
|---|---|---|
| 総数 | 165 | 100 |
| 100世帯未満 | 8 | 4.8 |
| 200　〃 | 16 | 9.7 |
| 300　〃 | 16 | 9.7 |
| 500　〃 | 24 | 14.5 |
| 1,000　〃 | 44 | 26.7 |
| 2,000　〃 | 28 | 17.0 |
| 2,000世帯以上 | 16 | 9.7 |
| 5,000　〃 | 5 | 3.0 |
| 不明 | 8 | 4.8 |

主要事業場では、系列の支社工場などにも制度をとり入れる方針を示してきているが、養成講習実施地区との関係で、ホームヘルパーの有資格者を得る方法が問題となっている。

## 二、中小企業のための事業内ホームヘルプ制度の推進について

従来推進をはかってきた事業内ホームヘルプ制度は、その方式から単一企業内のものに限られ、そのため従業員世帯数の少ない中小企業には、導入しにくいものであった。そこで、事業場の共同方式によるホームヘルプ制度の構想をたて、前年度、京都市西陣着尺織物工業組合でその実験的実施を行なった（婦人と年少者一九六四年一号参照）が、その成果にかんがみ、三九年六月五日には労働省婦人

少年局長通達により、共同方式による制度を従来の単一企業のそれとあわせ推進することとしたのである。

共同方式による制度は、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合等既存の中小企業団体が実施主体となり、団体構成員の雇用する労働者の福利厚生のための共同施設として実施するものである。すなわち、前述の中小企業団体が制度の実施主体となってホームヘルパーを雇用し、組合員（事業主）の雇用する従業員の家庭の必要に応じて派遣するものである。この制度の運営方法や、ホームヘルパーの資格など制度のあり方は、従来の事業内ホームヘルプ制度と同様である。

婦人少年室では、企業単位の制度の推進とあわせ、この共同方式の制度についても普及推進をはかり、中小企業団体よりの相談に応じて指導を行なうのであるが、その運営指導方針も、六月二三日付けで労働省婦人少年局長、同労働基準局長、同職業安定局長の連名により通達された。

この共同方式による制度の普及により、中小企業従業員家族の福祉の増進に資することが期待されるのである。

## 三、三九年度の推進について

事業内ホームヘルプ制度の推進は、三五年度以降、主として大規模事業場の多い主要都道府県を重点推進地域として、特定県での養成講習の実施とあわせ、事業場に対する普及をはかってきたのであるが、最近はその推進の方針に変更を加える必要のある事態が生じてきた。

すなわち、この数年の間に本制度が事業内福利制度として定着するようになり、事業場相互の情報連絡や研究交流などから、この制度についての関心がたかまってきたこと、また、わが国全体として産業化の急速な進展がすすみ、新産業都市の計画などにより、従来農業県とされていた地域にも大企業の誘致が行なわれ、さらに、労働力の流動化に伴って、従来地元労働力に依存していた企業も、その労働力構成に大きな変化がみられるようになって、この制度が導入される素地が生まれてきたことである。

現に、従来重点推進地域としていた地域以外において、本制度の導入を検討する事業場が散発的にではあるが出てきているのである。

一方、前述のように中小企業のために共同方式による制度実施の道がひらかれ、中小企業団体が、これを実施できることになったので、大企業の少ない地域においても、普及の可能性が生じ、推進地域を大企業の多い十大都道府県に限定する必要もなくなったのである。

そこで三九年度は、従来の方針より一歩すすめて、積極的に全国各県を対象として、この制度の普及推進を行なうこととしたのである。

各婦人少年室では、従来とも諸種の機会をとらえて、この制度の趣旨内容を説明し、普及の機運をつくってきたのであるが、本年六月からは推進について積極的な体勢をとり、広報活動を盛んに行なうとともに、労働基準監督機関、職業安定機関との連絡会の開催、管内事業場や中小企業団体に対する制度の説明会の開催など、推進の活動を行なっている。各県とも説明会への出席者も多く、質疑も活発で、この制度への関心は高いものとみられ、導入についての技術的な検討を行なう事業場もふえている。婦人少年室では、さらに個々の事業場に対して、普及勧奨や運営指導も行なっているので、今年度中には、都道府県の行なうホームヘルパー養成講習の実施とあいまって、実施事業場は全国的にひろがっていくものと期待される。

×　×　×

**第5表　利用料別実施事業場数**

| 利用料 | 実施事業場数 | % |
|---|---|---|
| 総数 | 165 | 100 |
| 100円 | 5 | 3.0 |
| 150~200未満 | 8 | 4.8 |
| 200 | 89 | 53.9 |
| 250 | 22 | 13.3 |
| 260~300 | 35 | 21.2 |
| 350 | 2 | 2.2 |
| 無料 | 4 | 2.4 |

**第6表　基本給与額別実施事業場数**

| 基本給与額 月額 | 事業場数 | 日額 | 事業場数 | 実施事業場数 | % |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 165 | 100 |
| 10,000円～12,999円 | 7 | 500 | 6 | 13 | 7.9 |
| | | 550 | 1 | | |
| 13,000～14,999 | 10 | 560 | 1 | 12 | 7.3 |
| | | 600 | 5 | | |
| 15,000～16,999 | 39 | 630 | 3 | 48 | 29.1 |
| | | 650 | 1 | | |
| 17,000～18,999 | 54 | 680 | 1 | 55 | 33.3 |
| 19,000～20,999 | 25 | | | 25 | 15.2 |
| 21,000～22,999 | 6 | | | 6 | 3.6 |
| 23,000～24,999 | 2 | | | 2 | 1.2 |
| 25,000円以上 | 1 | | | 1 | 0.6 |
| 不明 | 3 | | | 3 | 1.8 |
| 計 | 147 | | 18 | | |

# モデル地区として生活技術指導を受けて

## ――石川島播磨重工業(兵庫)相生家族組合――主婦たちの感想から

相賀三郎

消費生活向上研究会を県婦人少年室と共催の形ではじめてから二年の月日がたった。最初は支部長クラスを対象に、家庭生活全般について研修をしてきたが、それを個人の家庭だけで終わるのでなく、地域の問題として解決することが、より効果的であろうと考えて、まずモデル地区の千尋支部と緑が丘支部の熟望によって、地区へ研修の場をおろした。この両地区は新生活運動実施の頭初から、これら運動の先駆者として活躍してきたので、この指導によって、どのようにに地域的に、あるいは個人的に変化するであろうかと期待してきた。

地区の現実は、われわれが危惧することなく見事に結実して、石川島播磨重工業相生家族組合千尋支部及び緑が丘支部における勤労者家庭生活技術向上モデル地区指導概要

| 年月日 | テーマ | テキスト | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1038年1月31日(木) | 本年度テーマ"子どもの教育"の充実のために消費生活をとおのえる"について | テーマのもとに考えられる七項目が掲げてあるテキストを参考にして、各人が最もとりあげてはしい問題は何か、一人ずつ発言し、そのあと、一番関心が集中した"子どもの教育と進路"について話し合う(はじまるまでの時間にうた"もみじ") | ○テーマを項目別に砕いたもの<br>○勤労者家庭の教育問題について――調査課速報<br>○勤労者家庭の消費生活水準と主婦の意識 | 会社から吉田相生福祉課長・相賀担当係長・家族計画指導員二名<br>家族組合から進藤組合長<br>婦人少年室から前田室長・安平専任協助員 |
| 39年1月12日(金) | 子どもと家庭 | 私たちの家庭生活が子どもにどんな影響を与えるか、子どもは家庭に何をのぞんでいるか、家庭の役割を与えてみよう。どんな家庭がよい家庭だろうか(おわりにゲーム"おかあさんあなたは"うた"春よこい") | ○テーマを項目別に砕いたもの<br>○中学生の声をきいて婦人学級生の話し合いをまとめたもの<br>○家計と家事のしおり<br>○あかるい生活の家計簿見本 | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長・安平専任協助員・担当室員 |
| 2月24日(月) | 子どもの心やからだの変化 | 子どもは年齢とともにどう成長するか、その年齢によりお母さんとして特に理解しなければならないことを考えてみよう。(おわりにうた"五輪音頭") | ○子どもの心身のはたらきの変化を注意すべき事柄を年齢別に記したもの | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長・室員一名 |
| 3月61日(月) | 思春期の子ども | 思春期の子どもの心とからだなどのように理解し扱ったらよいだろう純潔教育について | ○テーマを問題別にくだいたもの | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長 |
| 5月30日(土) | 子どもの教育と進路 | 子どもにえがく人間像は子どもの進路についてどう考えたらよいだろうか子どもの教育費について | ○しつけの型、特徴を一覧表にしたもの | 婦人少年室から前田室長・安平専任協助員・室員一名 |
| 6月24日(水) | 子どもの衣食住に関連し、消費生活のあり方について | せんたくの実習買物の際の心得えと注意(おわりにうたとゲームいろいろ) | ○衣服整理こよみ<br>○洗濯についてのメモ | 会社から指導員一名<br>婦人少年室から前田室長・安平専任協助員・浜村担当室員 |
| 7月24日(金) | 子どもと安全 | 家の中の危険、子どものあそび、家の外の危険、交通ルール | ○食生活、住生活等六項目にわけ、安全の問題点を列記したもの | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長・担当室員 |

注1　この表は七月までのもので「8、子どもと話し合い、9、子どもと社会」のテーマが残っている。

2　千尋地区主婦約三五名、緑が丘地区主婦約五〇名が毎回出席。午前と午後各二時間ずつ各地区別に指導を行なっている。

が、支部長クラスでは直接家庭の主婦と結びつきが薄いので、同じ地域の方々が、研修の過程から共通の問題点が出て、それを個人の家庭だけで終わるのでなく、地域の問題として解決することが、より効果的であろうと考えて、まずモデル地区の千尋支部と緑が丘支部の熟望によって、地区へ研修の場をおろした。この両地区は新生活運動実施の頭初から、これら運動の先駆者として活躍してきたので、この指導によって、どのように地域的に、あるいは個人的に変化するであろうかと期待してきた。

地区の現実は、われわれが危惧することなく見事に結実して、石川島播磨重工業相生家族組合千尋支部及び緑が丘支部における勤労者家庭生活技術向上モデル地区指導概要

| 年月日 | テーマ | テキスト | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1038年1月31日(木) | 本年度テーマ"子どもの教育"の充実のために消費生活をとおのえる"について | テーマのもとに考えられる七項目が掲げてあるテキストを参考にして、各人が最もとりあげてはしい問題は何か、一人ずつ発言し、そのあと、一番関心が集中した"子どもの教育と進路"について話し合う(はじまるまでの時間にうた"もみじ") | ○テーマを項目別に砕いたもの<br>○勤労者家庭の教育問題について――調査課速報<br>○勤労者家庭の消費生活水準と主婦の意識 | 会社から吉田相生福祉課長・相賀担当係長・家族計画指導員二名<br>家族組合から進藤組合長<br>婦人少年室から前田室長・安平専任協助員 |
| 39年1月12日(金) | 子どもと家庭 | 私たちの家庭生活が子どもにどんな影響を与えるか、子どもは家庭に何をのぞんでいるか、家庭の役割を与えてみよう。どんな家庭がよい家庭だろうか(おわりにゲーム"おかあさんあなたは"うた"春よこい") | ○テーマを項目別に砕いたもの<br>○中学生の声をきいて婦人学級生の話し合いをまとめたもの<br>○家計と家事のしおり<br>○あかるい生活の家計簿見本 | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長・安平専任協助員・担当室員 |
| 2月24日(月) | 子どもの心やからだの変化 | 子どもは年齢とともにどう成長するか、その年齢によりお母さんとして特に理解しなければならないことを考えてみよう。(おわりにうた"五輪音頭") | ○子どもの心身のはたらきの変化を注意すべき事柄を年齢別に記したもの | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長・室員一名 |
| 3月61日(月) | 思春期の子ども | 思春期の子どもの心とからだなどのように理解し扱ったらよいだろう純潔教育について | ○テーマを問題別にくだいたもの | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長 |
| 5月30日(土) | 子どもの教育と進路 | 子どもにえがく人間像は子どもの進路についてどう考えたらよいだろうか子どもの教育費について | ○しつけの型、特徴を一覧表にしたもの | 婦人少年室から前田室長・安平専任協助員・室員一名 |
| 6月24日(水) | 子どもの衣食住に関連し、消費生活のあり方について | せんたくの実習買物の際の心得えと注意(おわりにうたとゲームいろいろ) | ○衣服整理こよみ<br>○洗濯についてのメモ | 会社から指導員一名<br>婦人少年室から前田室長・安平専任協助員・浜村担当室員 |
| 7月24日(金) | 子どもと安全 | 家の中の危険、子どものあそび、家の外の危険、交通ルール | ○食生活、住生活等六項目にわけ、安全の問題点を列記したもの | 会社から指導員二名<br>婦人少年室から前田室長・担当室員 |

注1　この表は七月までのもので「8、子どもと話し合い、9、子どもと社会」のテーマが残っている。

2　千尋地区主婦約三五名、緑が丘地区主婦約五〇名が毎回出席。午前と午後各二時間ずつ各地区別に指導を行なっている。

た。親も子も学校進学を目の前にしていらいらするばかりで、他のこどもにも当たり散らしていた。

ところが、この会に毎月出席させていただき、先生のお話や、近所の皆様の体験談をきかせていただいているうちに、自分が恥ずかしく、こどもにすまないような気が次第に楽になり、少しぐらい遊んでいても、あまりいらいらしなくなってきた。こどものころでは、わたしがやかましくいわなくとも、勉強するようになってきた。〃

緑が丘の主婦の一人は、

〃こどもたちと話し合いの場を多くもつ機会をつくった。主人からもらう給料の内容をこどもたちに見せて、我が家の生活水準を知らせ、買いよい物の是非を相談し合い、必要品をきめる気持に家族全体が変わってきた。

思春期の話題も少し医学的に専門用語を勉強して順序だてて話を進めますと、こどももしっかり聞いてくれます。こんな時、前田先生のお声が耳もとで「そうそう、その調子…」とはげましてくださるようで、心のささえになります。〃

会社勤めをしている、ある主婦は、

〃月一回のこの研究会で、前田先生のお話を聞かれない時もありますが、出来るだけ当日は昼から休むことにして出席させていただいております。

最初の乳幼児時代から第一反抗期を経て青少年の扱い方、そして食衛生とどれなど身近な問題も多いことだし、これらも勉強していきたい意欲がかたまりつつある現状である。

この人々が、地域の基盤となり、社会参考になり、それを指針に家庭生活の在り方を家族ぐるみで勉強の中から実行に移しております。〃

また、〃しかも乳幼児から青年まで、わたしたち戦時中教育を受けたものには理解出来ないようなことも、現代っ子と親のあり方、教育と、いろいろこまやかに、普通婦人学級などで学び得なかったことどもを教えていただき、短い時間でしたが、楽しい午後のひとときでした。

わたしども母親は男の子の体の成長を、はっきり知らず、だれにでも話したり聞かせていただいたりできないことだけに、中学の男の子を持つ母親として、一番大きな驚きと学びでした。

思春期のこどもの心と体の問題については、現実に私の今日の生活に生かして、こどもへの理解と知識を深めさせていただきました。

わたしたちは、毎月一回は親と子が互いに意見を出し合い、反省し、体力的にも心理的にも成長しつつあるこどものために、自分のために、地域社会のために、この研究会を有意義に活用していきたいものです。〃

このように、各家庭の主婦が、この勉強をとおして、しっかりとした心の支えが出来、いかなることにもびくつかない根がうまれてきたようである。

こんど、わたしたちの家庭経済・法律など身近な問題も多いことだし、これらも勉強していきたい意欲がかたまりつつある現状である。

この人々が、地域の基盤となり、社会参考になり、それを指針に家庭生活の在り方を家族ぐるみで勉強の中から実行に移しております。〃

また、〃しかも乳幼児から青年まで、わたしたち戦時中教育を受けたものには理解出来ないようなことも、現代っ子と親のあり方、教育と、いろいろこまやかに、普通婦人学級などで学び得なかったことどもを教えていただき、短い時間でしたが、楽しい午後のひとときでした。

わたしども母親は男の子の体の成長を、はっきり知らず、だれにでも話したり聞かせていただいたりできないことだけに、中学の男の子を持つ母親として、一番大きな驚きと学びでした。

思春期のこどもの心と体の問題については、現実に私の今日の生活に生かして、こどもへの理解と知識を深めさせていただきました。

わたしたちは、毎月一回は親と子が互いに意見を出し合い、反省し、体力的にも心理的にも成長しつつあるこどものために、自分のために、地域社会のために、この研究会を有意義に活用していきたいものです。〃

## ――モデル地区の生活技術指導にあたって

### ――日本高周波鋼業八戸工場の二地区の社宅の主婦とともに

来栖ミネ
（青森婦人少年室専任協助員）

社宅は二か所にあって、従業員総数約三〇〇名のうち工場近くの淀地区の社宅には工員五十八世帯、二キロ程離れた観音下地区の社宅には社員四十二世帯がある。種々話し合いの結果、距離的な関係もあり、観音下地区と淀地区の社宅が別にそれぞれ月一回ずつ会合を持つことになった。

観音下地区社宅の人達はいわゆる上方の人が多く九州・静岡から北海道まで各方面から集まっており、地元はほんの二、三人である。旧制高等女学校・新制高等学校の卒業が多く、短大又は専門学校、大学出の方も二、三おられるようである。昭和三十八年十一月八日最初の話し合いの時を持つことにした。会場はクラブのお座敷を使用させていただき、大変便利である。山本総務課長・森総務課長代理と岡田婦人少年室長・河村協助員と私、二十八名の主婦が集まり、開会のことば（来栖専任協助員）、趣旨説明（岡田婦人少年室長）、工場長あいさつ、年間計画の説明（来栖専任協助員）、自己紹介と懇談、年間計画の確認、主婦代表して、社宅の主婦の方々にお逢いする機会を作っていただくことにした。

専任協助員として第二回の家族数では淀地区のほうが若干多くなっている。

その年齢層と家族数を調べて見ると次の通りで、いずれも若い年齢層が多く、

（石川島播磨重工業株式会社　相生福祉課）

| | | 観音下地区 | 淀地区 |
|---|---|---|---|
| 年齢 | 21歳～30歳 | 42% | 39% |
| | 31歳～40歳 | 37% | 42% |
| | 41歳～50歳 | 19% | 18% |
| | 51歳～60歳 | 2% | 1% |
| 家族数 | 2人 | 8% | 5% |
| | 3人 | 36% | 22% |
| | 4人 | 34% | 36% |
| | 5人 | 15% | 21% |
| | 6人 | 7% | 11% |
| | 7人 | | 4% |
| | 8人 | | 1% |

あいさつ」の順で話しあいを進めた。

年間計画の説明は家計と、教育と衛生の二つを取り上げ、前モデル地区の実施事項等を参考までに説明した。自己紹介と懇談を進めている中に発言が活発となり、なごやかな空気がただよい初めて来た。そのふんいきの中で種々検討され、表に示すような年間計画が出来た。

主婦代表の方が「今までにこのように社宅で計画的な集会を持つことはなかったが、大変良いことであるので、この機会に親睦と勉強をかねて是非やりたい。一年間最後までやり通せるかどうか心配であるが、皆励まし合ってやっていきたい。」と語り、早速十二月から始めた。

日時は毎月第三金曜日の午前十時から十二時までとした。午前中を選んだのは、幼稚園や小学校に行っている子供が多いので、子供達が帰らないうちに勉強しようというわけである。毎月当番二人とし、種々連絡や会場作り、お茶の接待、後片づけ、出席簿をつける等をする。いつも集会の前後に子供達と一緒に歌える歌、又は昔なつかしい歌などを歌うことにし、歌詞を毎月ガリ刷りで配布することにした。主婦の中に大変上手な方が居られて、この方の奉仕で楽器のないのは残念であったが皆楽しく歌った。

毎月の出席平均数は七五%程度であった。最近NHK婦人学級のグループが三つほど誕生し、八月にはNHKラジオ第二放送で「子供のしつけ」と題しての座談会と、歌「カッコウ」「ぼだい樹」を放送する等、活発な動きを見せている。

・懇談会を進めながら皆の希望を聞いて決定したものが、観音下地区の計画と大体同じような内容となった。どちらでは中学校卒業が大部分である。泥地区でも二金曜日午後一時三十分から四時までとし、家という独身者の寮の食堂を会場に当てることになった。出席率は平均六〇%程度で、その月の内容によって出席の変動が多かった。

会社側の厚い御協力をいただいて、思ったより順調に計画が進められている。

以上また全計画が終了していないが、一年間を省りみる時、あれもこれも意に満たないことばかりで申訳ない思いである。専任協助員としてまだ日も浅く、ほんとうに未熟者の私が二ヵ所の社宅を担当することの不安を、また主婦の方たちは初めてモデル地区として継続して集会をもつことの不安を感じていたが、それがむしろお互いに体当たりでぶつかりながら進む力となったとも言えよう。坐折することもなくここまでたどりついたのである。いろんな困難はあったが、一番むずかしいことは社宅内の人間関係ではなかったろうか。その良い面と悪い面が複雑に交差し、成長するものもはばんでいるようにさえ感じられた。

労働力再生産の場であると言われる勤労者家庭のその管理と運営を任せられている主婦の責任は大きい。この一年間に学んだ事はほんの一部分である。これを機会に学んで行く態勢を取り、明るく豊なか家庭づくりをしてほしいと望んでやまない。（青森婦人少年室専任協助員）

日本高周波鋼業八戸工場社宅泥地区・観音下地区の指導概要

| 年月 | 指導項目 | 講師 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 38年11月 | 結成会 | 山本総務課長 | |
| 12月 | 電気・ガス・石油の家庭用品の扱い方とその注意点 | 森総務課長代理 | |
| | お正月のいけばな | 岡田婦人少年室長 | |
| 39年1月 | 家計についての話し合い | 河村協助員 | |
| | ——教育費を中心として—— | | |
| 2月 | 人生の生活設計 | 高橋社会教育課長 | |
| | 16ミリ映画「家族と老人」「親の扶養」 | | |
| 3月 | 児童心理について | 八戸児童相談部長 | |
| | 映画「くちっぽいお母さん」 | 天野初男氏 | |
| 4月 | 婦人・子供に関係の深い民法 | 八戸裁判所 | |
| | | 三井哲夫判事 | |
| 5月 | 市内見学 | 小中野小学校長 | |
| | ——八戸の歴史を訪ねて—— | 小井田幸哉氏 | |
| 6月 | 講話無題 | 県立八戸高等学校長 | |
| | | 小山敏夫氏 | |
| 7月 | がんのお話と一般の予防医学 | 八戸市民病院 | |
| | | 今井先生 | |
| 8月 | 子供と一緒に作るお料理 | 協助員 | |
| | ふとんの綿入れ | 小坂雅子 | |
| 9月 | 反省と次年度計画 | | |
| 10月 | | | |

## 産業カウンセリングの実際

8

# 父母に強い反感をもつ女子との面接

見市公子

年間の中途に入社した見習女子社員が訓練期間のある日、これはあとで本人との面接でわかったことだが、無届で二日間の欠勤をしたことから主任が連れて来室した。

**第一回**

主任からカウンセラーに「いろいろと話をきいてやってほしい。」と簡単な紹介があったあと、本人と面接をはじめた。

例によって面接のはじめにいつもいうように「ここでは話したいことを何でも話して下さい。時間も大体一時間ぐらい好きなだけとりましょう。」という話し出しで、まず相談室の雰囲気を伝え、気分をやわらげるようにする。

髪を首のところまでたらし、白粉気もないやせた顔付はまだ学生風である。十七歳、定時制高校にかよい、入社一か月目のこのクライエントは口ごもっていたが、低い声でポツリポツリと話し出した。

「私は家にいたくない。どこかで独りでくらしたい。経済的に無理だとわかっているが、いまのことで頭が一杯で、とうしてよいかわからない。」という。

「いま、あなたが家を出たいという気持、どういうことかしら、お家で何かあったの」カウンセラーは静かに応答したもののクライエントの心の中にいま大きい波がうっていることがこちらにも伝わってくるかんじで、カウンセラーの気持の中にも波うつものがあった。

クライエントはしばらく沈黙していたが思い切ったような面持で、「この間、父が自分の身体にさわった。わたしはとびのいて抵抗し、父を爪でひっかいた。それで大げんかになってしまった。」カ「……」ク「それですぐ家を出てA市の友人の家へはしった。ここでだれにもだまったまま三日間いたが、友人のお母さんが家に連絡され、かえりなさいといわれたので、かえって来た。」

この簡単なことばの表現がどれほどの深刻な経験をもったものかカウンセラーには理解出来ない。そして具体的な内容についてもきくことはしなかった。

「そう、そんなことがあったの。あなたはとても悲しかったことでしょうね」

「お父さんは大きらい。お母さんも好きでない。」何度かくりかえすこのことばの中に年下の夫と再婚した母に対する複雑な感情があらわれているようにかんじられる。

本人は実父と三歳の時、死別し、田舎の祖父母の下で母とはなれて育てられ、六歳の時、母の家にひきとられた。その時にはすでにいまの継父がおり異父弟妹が生まれていたという。

ク「母はこの時のこと、見て見ぬふりをしていたようだったが、わたしが家を出たあと父と話し合ったらしく、お父さんがあやまっているから、家へかえってほしい、といって迎えた。しかし、わたしは父がほんとうにそういったのかどうか信じていない。しかし、周囲の人は父が折れているのに家を出るなんてよくないという。どうしてよいかわからない。」

カ「こういうことはいますぐ解決出来ないと思う。これからしばらくの間、ここで話し合ってゆきましょう。そしておてつだい出来ることがあればしたい。」というカウンセラーの発言を諒解し、面接の継続を約束して、次回の日時をきめる。

**第二回(第一回より一週間後)**

クライエントは約束通り来室、今日はおちついたかんじである。

「母には何にもしてもらえなかった。母にこのことをいうと、あなたにはしてあげているというので、それ以上、何もいうことは出来なくなる。」「母の家に来るまでは亡父の妹であった。母がいるとは知らなかった、よくはおぼえてはいないけど。他人の家のかんじだった。この時の中に年下の夫と再婚した母に対する複雑な感情があらわれているようにかんじられる。

本人は実父と三歳の時、死別し、田舎のかしら。中学時代は夜十二時頃までの祖父母の下で母とはなれて育てられ、内職を手伝っていた、弟妹たちは遊んで六歳の時、母の家にひきとられた。そのいたのに。」

時にはすでにいまの継父がおり異父弟妹のえんりょの気もちがずっとのこっていが生まれていたという。

カ「遊びたかったのにおそくまで手伝ってて辛かったのね。」

ク「母はこの時のこと、見て見ぬふりをしていたようだったが、わたしが家をはすぐ出してしまうので、お金はもっと出たあと父と話し合ったらしく、お父さん大切にしてほしいと母にいってやった。」

があやまっているから、家へかえってほしい、といって迎えた。しかし、わたしは父がほんとうにそういったのかどうか信じていない。しかし、周囲の人は父が折れているのに家を出るなんてよくないという。どうしてよいかわからない。」

カ「お母さんの態度に不満なのね。」

ク「でも家の経済のことや父やわたしの間のことで母も苦労していることはわかる。気の毒に思う時もあるんだけど。」

カ「お母さんも気の毒な人だと思う。」

ク「A市の友人の家ではほんとうにやさしくしてもらった。あの家庭をみて、わたしの家もあんなになってほしいと思うが、比べてみたりすることは父母に気の毒かもしれん。」

カ「友人のお母さんに親切にされたことが忘れられないのね。お家ではお母さんが一番苦しんだかもしれん。」

ク「うーん、べつに。きっとお父さんとの中に立って苦しんでいた時は時間がないみたい!」(つづく)

「一度、母とゆっくり話してみたい。母と話すとわかると思うが、なんだか家に

# ここでも手や足が働いている

## 汗と油と騒音の中で働く年少者たち

<広島県>

黒岩ミドリ

残暑の陽ざしがぎらぎらと照りつける日の午後、機械の騒音の中に吸い込まれていった。むっとするような暑さの中の工場中を回っていると、汗と油にまみれた真黒に汚れた少年が「こんにちわ」と挨拶した。私は「こんにちわ」と返事をしたが、はて誰れだったかしらとよく見ると、顔見知りの少年だった。見極めがつかないまで人婦に顔が汚れて真黒れである。

「A君だったのね。わからなかった。御苦労さまね。』といって去ったが、こうして多くの年少者が労働のきびしさの中で働いているという実感が胸を打った。

この事業場は、自動車製造業東洋工業の下請企業、中小企業合わせて一一〇社程あるが、その一つの企業で、全従業員四二四名うち男三九六名、女二八名、年少労働者は四九名である。県外からきている者は約三〇%になっている。寮生活をしている者は一五一名で、六畳に三名ずつ入っている。この工場は技能訓練所を設置し、三か年は全員が技能を習得しなければならない。使用者の悩みは、求人難で求人の約半数位しか確保できないこと、入社しても二、三か月から移動率が高くなっていくこと、賃金の面でも、施設にも十分配慮はしているが、中小企業では思うようにいかないこと、年少労働者に定着性をもたせるために、設備にも力をそそいでいるし、運動用具もそなえ、誕生会・運動会など楽しみを与えている。相談役として現場指導員をあてている。最近の年少者は忍耐力に欠けていて指導が難しいとこぼしていた。年少者に希望をもたせるために、技能向上の目標をはっきりさすことが必要であることを強調していた。

年少労働者四名と話し合ってみた。四名共今年三月入社したという。三名は県内農村から、一人は島根県からきたという。まだ親のそばが恋しそうな可愛らしい年少者だった。

四名共学校から安定所を経てきたという。

**就職前に考えていたことと就職後の相違はないか、感想は如何?**

A君　労働条件などは違わないが、初めはつらかった。今は慣れてきて大分楽になった。

B君　学校の先生から職場というものは甘いものではないといわれて覚悟をしてきた。

C君　僕は農村だから、都市で働くことが夢であったし、そうらいとは思わなかった。

D君　初め機械の音が頭にきて、つらいなーと思ったが大分慣れてきた。

**給料はいくらか、給料の使用はどうしているか**

A君　給料は食費をひかれて手取り六、六〇〇円で、家に三、〇〇〇円送金している。あとは映画をみたり、食物を買ったりしている。

B君　僕は家に一、〇〇〇円送金して、自分で貯金したいと思うが、身のまわりのものを買ったりして残らない。

C君　僕は初めて給料をもらったとき、送金して、ボーナスをもらったのを、お盆に帰ったとき親にやった。

D君　僕は親から、送らなくてもいいから自分で貯金しなさい、といわれるから、少しずつ貯金している。

**楽しいこと、苦しいこと、希望は何か**

A君　給料をもらって食べることが楽しい。単調な生活で、やはり家庭的な生活が恋しい。立派な技術者になりたい。

B君　食事をすることが楽しいから、もっと食事をよくしてほしい。映画をみるのもいいが、最近

――広島プレス工業KKで働く年少者――

# 協助員活動促進特別活動から

## 婦人少年局庶務課

婦人少年室協助員活動促進特別活動が今年も五月十五日より一か月間、各都道府県婦人少年室が実施主体となって行なわれ、各種の行事がくりひろげられた。

二九年最初に委嘱された方は今年で満十か年間、婦人少年行政推進のために御協力を願ったわけで、これら民間篤志家の誠意に対し、感謝の徴意をあらわすため、労働大臣の感謝状が期間中に授与された。佐賀では大臣は被授与者が「時の人」欄に紹介され、群馬では大臣の他にも県知事・県商工会長より協助員に感謝状が授与された。これは協助員が地方行政機関からも感謝されていることの現われであり、協助員も漸次社会一般からの認識が高まり、その存在価値が高く評価されてきつつあることはうれしいことである。活動の実施結果について、はたしてどのような資格が与えられるのであろうか、という疑問をもっている。技能オリンピックに参加できるのはほとんどが大企業で、中小企業で働く人たちにも技術をみがけば、参加出来るという目標と、夢を与えることの必要性を感じた。余暇の生活についても、年少者のつぶやきにも、真剣に耳をかし、それに応えてあげられるような環境をととのえていくことは社会全体の責任でもある。本県では、青少年問題協議会の中に、青少年部会を設置して、事業主、使用者・年少者の声を反映させ

各種新聞、機関紙、県市町村広報紙、公民館報、ラジオ、テレビ、有線放送等を利用して、協助員制度、担当地区の市町村協助員名の掲載、座談会の放送を行なっている。また協力依頼のハンドブック、印刷物を市町村長、教育長、団体代表、報道機関にあてて送付するとともに、協助員は担当地区の関係機関を訪問し、PRにつとめている。その結果、青少協委員、その他各種委員会のメンバーになる人もだんだん増え、婦人少年問題に関係のある各種会議にも出席して、問題の把握につとめている。その他協助員機関紙の発行、協助員の肩書の入った名刺使用等、あらゆる機会と媒体を通して広報活動を実施している。

**三、特別活動を実施して、とくに効果的であった事項**

**少年と婦人者**

1　研修を行なって、協助員としての自覚をたかめ、仕事に対する確信がもて、他機関の主催する会合においても協助員として自信のある発言ができるようになった。（静岡）

2　熱海市では市民相談室を利用し、協助員が定期的に相談業務を行なうこととなった。（静岡）

3　炭鉱爆発災害による未亡人の生活相談、県外に就職した子供の相談がふえた。（熊本）

4　とまり木会（年少労働者のグループ）で会場のないなやみがあり、社会教育課より一万円の補助をうけた。（佐賀）

5　尼崎市青少年課に婦人少年室協助員係ができ、協助員間の連絡、地区会議の開催などの世話をするようになった。（兵庫）

6　県外就職者とつながりをもつため、文集を発行した。（秋田）

7　寄宿舎に協助員の名簿を、事業場の了解を得て貼付し、相談をうけるようになった。（滋賀）

8　寄宿舎生との懇談会、および関係機関との連絡会を定期的に開くようになった。（奈良）

9　協助員がバスタオルを施設におくり、協助員をしてもらうのに役立った。（愛媛）

10　労働基準協会で地区協助員会の活動費の予算がくまれた。（京都）

**四、今後の協助員活動に対する意見**

1　協助員の性格がボランティアであるから、室からの指示によるより、室の業務を理解してもらって、自発的な本人の熱意にもとづく活動を願う外ない。ただし、ボランティアといっても、活動費に対する予算的裏付が必要である。せめて四半期に一回位の会合を開きたい。

なお手当の増額についても他のボランティアと同じ程度に認めてほしい。

2　協助員は有識者であるから、広報関係、団体、関係機関への働きかけが容易であり、効を奏すること が多い。例えば内職、公共職業補導所の設置や、動労青少年ホームなど年少労働者福祉増進のための啓発活動に特に期待がもてる。静岡では婦人の多く働く工場、事業場に働きかけて、青年学級、青年講座開設の機運を醸成し、働く年少者のいこいの家を設置するよう話をすすめている。その他の県において も、新聞配達少年と教師雇主との懇談会を開催したり、市教委とタイアップして地元就職者の定着指導を行ない、とくに中小企業に働く年少者の不安、なやみに対する相談に、母としての立場から好感をもって迎えられている。

3　婦人団体、労組等の組織を通して行政の滲透がはかられることはいうまでもないが、婦人週間の行事などで、婦人団体が一本となって実施する場合の連絡調整の役目を果たしたり、労働、民生、教育など各般にわたる共通的な問題をとりあげる場合、協助員が橋わたしとなり、うまくまとまることが多い。

4　現在の協助員は兼職をもつ人が多く、それぞれの分野で活動している。この場合、他の機関との連絡がよくとれ、幅広い活動から協助員制度についてのPRや、協助員の存在を周知させるのにも効果がある。ただし協助員としての性格がうすれるので、職務や団体を通しての活動も、協助員活動に結びつけ、協助員個々の特色を生かしていく配慮が必要である。調査技術、カウンセリングにすぐれた人、講師、助言者となり得る人、リーダーシップのとれる人、いろいろあるであろう。熊本では弟が協助員、兄が福祉員、妻が協助員、夫が福祉員とカップルでよく協力して機能を果たしている。

5　担当区域が広く、現在の配置状況では管内活動が活発に行なわれにくい。居住地で相談を受理する程度の活動がやっとであるから、すすんで婦人少年問題の実情把握や、調査の依頼にもちゅうちょせざるを得ない。一町村に一人の協助員を理想として、人口密度の少い農村、離島にも是非増員をお願いしたい。そのような不便なところほど問題が多くあり、室からもでかけていって事情の聴取がしたい。

6　母子協助員、婦人青少年委員、少年警察協助員、厚生省婦人問題相談員、家庭問題相談員など、まぎらわしい名称のものが多い。地方行政機関でもこれらケースワーカーをもち、行政機関の指導する対象は同じで、各機関がいりみだれ、やりにくい。協助

員はその間をぬってやるわけだが、やはり母子相談員、民生委員、心配ごと相談所にもちこまれるケースが多い。

7　地区で活発な活動をしている人も、活動状況など本省に対する報告がないので、年間活動状況など本省に対する報告の正確が期しがたい。相談業務連絡カードも一部の人が使用しているのみで、気持の上で負担となっている。様式の簡素化か、よりよい方法を検討してほしい。

8　協助員に常にPRのためのリーフレット、ポスターなど手持の資料を用意しておきたい。

9　協助員に研修をしてほしい。

10　協助員制度に法的確立をお願いするところが大きい。

11　バッジの作成を希望する。

12　協助員会などの組織をもつことは、組織の一員としての自覚と、後だてのある心強さをあたえ、同一歩調ですすめるので安心して活動できる。

## 五、むすび

協助員制度も発足以来十年を経過し、その間協助員はよく婦人少年室の行なう業務全般にわたって協力し、その功績は顕著なものがある。

今後ますます制度のより有効適切な運営と、活動の活発化に資するため一定期間を区切って、昨年より特別活動を実施しているのであるが、社会経済状勢の変化に即応して、新しい感覚をもって婦人少年行政を推進していくことは随分御苦労の多いことと思う。

もともと協助員はボランティア的性格が濃く、民間有識者の善意と熱意にもとづいて奉仕していただいているわけであるので、自発的活動といっても、身分的拘束があって義務づけられ、国が制度化しているところに純すいのボランティアとは自ら異るものがある。

わが国においては戦後、一般社会人のボランティア活動が活発となり、社会のために役立つことをしたいと、それぞれの条件に応じて社会福祉、児童福祉、保健衛生、教育文化などの社会的諸活動に参加する人が多くなった。また、日赤奉仕団、BBS、点訳奉仕グループ、学生セツツルメント、ライオンズクラブなどの組織も画期的に発展をみている。しかし行政がそれに望む、各般の施策を社会一般がそれの立場で働きかけても、十分うけいれることができるかどうか、いかに立派な施策であっても、地域、職域、社会それを構成する一人一人と血の通ったものとならなければ、行政の進展は望めない。こういう体制をつくるためには、協助員などの架橋的役割にまつところが大きい。そこで国としても個人の善意のみになたよらず、当然なるべき予算的措置をこうずるなど、協助員の働きやすいよう考えなければならぬことはいうまでもないことである。保護司などは少ない観察官の職務を補い、相当の件数を担当、なくてはならない存在となっている。

要求しているが、もし、それが実現するとすれば、農村僻地にも配置されることとなり、婦人少年行政の滲透が期待されるわけである。

（活動の具体的事例として、丹後協助会の場合を次に掲げておく。（阪本孝子））

### 婦人と年少者

丹後協助会（昭和三九年第一回）記要（抜萃）

一月一九日　室主催協助員会議（京都市）に四名出席

二月二六日　丹後協助会開催、前監督署長・前第一課長・安定所長・協助員全員出席、二、一九の議案を参考に丹後地区の活動方針を協議する。

同日　婦人週間行事の行ない方につき協助員二名が奥丹後婦人連絡協議会長を訪ね協議する。

四月七日　午前、岩滝公民館にて与謝郡婦人会役員会に室長、管名協助員が出席、婦人週間その他につき懇談、午後、峰山中学校に開催の奥丹後婦人大会に協助員二名出席。同夜、室長を囲んで峰山町婦人会役員座談会（地域の婦人問題等）あり、高野協助員出席

四月八日　午前、与謝郡加悦地区歩機婦人労働実情視察（室長、協助員二名）。午後、宮津商工会において協助員、福祉員合同会議（室長・大根監督官・高野協助員出席

五月二四日　協助員近畿ブロック会議に高野、荒川、管名三協助員出席

六月一四日　室主催協助員会議並に関係機関・団体との懇談会、協助員全員出席、管名協助員より丹後協助会の活動事例発表

六月二三日　第二回丹後協助会開催、協助員全員出席、昭和三八年度活動目標を協議

七月～八月　本年度目標の(1)商店年少労働者の余暇利用の調査　(2)就労、不就学児童の調査（中・小学全校）を実施する

十月三日　竹野郡網野町年少労働者座談会に室長、中村協助員出席

(二)昭和三九年度重点活動に対し、各協助員から問題提起を行ない（内容省略）、協議・検討の結果、四目標を予定した。

(三)昭和三八年度活動報告

昭和三八年度

# 勤労者家庭の消費生活水準に関する主婦の意識調査結果概要

## ——とくに勤労者家庭の教育問題について——

（資）（料）（室）

昭和 38 年8月実施

労働省婦人少年局婦人課では昭和三七年から毎年標記の調査を実施しているが、このほど昭和三八年度分の調査結果がまとまった。調査結果にあらわれた特徴的な傾向のいくつかをここにあげてみる。

《調査実施要領》

1、**調査目的**　勤労者家庭における基本的部分の充足状況と主婦の意識をあきらかにする。今回の調査は教育問題に重点をおく。

2、**実施期間**　昭和三八年八月

3、**調査対象**　全国、規模三〇人以上の事業所（二三七か所）に働く常用男子労働者の妻三、二一〇人。（産業は鉱業、建設業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業（一部）。経営主体は民、官、公営のすべてを含む）

4、**調査方法**　調査対象者自身の記入による。

5、**調査項目**　家族構成、家計、衣・食・住、耐久消費財、保健、教育、文化、教養。

**抽出方法**　①事業所規模別常用男子労働者数にウェイトを与えて、昭和三五年事業統計調査台帳にもとづき、調査を実施する事業所を規模別に無作為抽出した。②各事業所の労働者名簿から有配偶男子労働者（社長、重役等の会社役員を除く）を無作為抽出した。

回収票　計二、七九一人

- 大規模（五、〇〇〇人以上）八四五人
- 中規模（一〇〇〜四九九人）一、〇三八人
- 小規模（三〇〜九九人）八八一人

- 生産労働者一、二七〇人
- 職員等　一、四二二人
- 不明　九九人

## 一、調査世帯の一般的状態

### (1) 家族構成

近代的小家族の特徴をもち、生産労働者より職員等世帯にその傾向が強い。

平均家族数　四・二人（全国平均四・四七人、昭和三五年国勢調査）

基本家族（夫婦と子ども）七二・九%（全国平均六七・二%）

親と同居するもの　二四・五%（全国平均二九・四%）

- 長男　三九・六%
- 非長男　一三・七%

### (2) 家計

**収入**　夫の賃金（税金、社会保険料等をさしひいた額で、ボーナスをふくまない）は平均二九、五八八円（生産労働者二四、九九七円、職員等三三、五八九円）であり、夫の賃金以外にも定期的収入のある世帯は四七・九%である。他の収入のある世帯は職員等よりも生産労働者世帯に多く、夫の賃金所得の低い層ほど——とくに三万円未満の層——多い。

他の収入ある世帯

- 夫の賃金　一〜二万円　六四・二%
- 〃　五〜六万円　四一・〇%

- 生産労働者世帯　五三・五%
- 職員等世帯　四三・四%

他の収入の主要な源泉は家族の勤労収入である。

- 雇用労働　二八・九%（妻一六・三%、妻以外一三・七%）

内職　一一・九%
自営業　一〇・三%
その他　一一・八%

妻の½は働いて収入を得ているが、そのうち雇用労働についているのは一六・三%である。妻の雇用率は夫の賃金の低い層ほど高く、とくに三万円未満層になると急増し、また生産労働者世帯が職員等世帯よりも高い。

妻の雇用率

夫の賃金一～二万円　二九・四%
〃　五～六万円　八・六%
生産労働者世帯　一八・八%
職員等世帯　一三・九%

雇用労働についている妻の大部分は子どもをもっている。

雇用労働についている妻（一〇〇%）

学齢以前の乳幼児をもつもの　二九・三%
学齢以上の子どもだけあるもの　四三・二%
子どものないもの　二七・五%

夫の賃金と他の収入をあわせた世帯総収入は三七、六二五円（生産労働者三三、一二六円、職員等四一、七二六円）となり、夫の賃金だけでは三万円未満の世帯が過半数を占めるが、他の収入をあわせることにより月収三万円未満の世帯は三割となる。

**家計の充足感**　世帯総収入により、家計が十分にまかなえていると感ずるものは六・九%、なんとかまにあっていると感ずるもの五二・〇%、不足がちと感ずるもの四〇・一%で、充足感は職員層のほうが生産労働者層よりかなり高い。収入三万円未満では不充足感が著しく強くなっている（家族人数別に概況をみれば、二人家族二万円、五人家族三万五千円程度で不充足感をもつものが過半数に及び、収入低下にともない急激に増加の傾向を示している）。

**貯蓄**　八九・五%の世帯が貯蓄（預金、保険、株、債券等）をもっているが、収入三万円未満では貯蓄のない世帯の占める割合が多くなっている。

貯蓄のある世帯

収入一～二万円　六二・九%
〃　二～三万円　八六・八%
〃　三～四万円　九二・〇%
生産労働者世帯　八三・七%
職員等世帯　九五・二%

貯蓄のある世帯の八八・七%は目的（長期的なもの）をもって貯蓄しており、最も多いのは子どもの教育費である。

貯蓄の目的

教育費　五八・一%
老後の生活費　三六・八%
住宅資金　二六・七%
その他　九・四%

**親の扶養**　六〇歳以上の親と別居している世帯のうち、親へ仕送りをしているものは二〇・二%（夫の親へ一七・八%、妻の親へ三・六%）、仕送り金額は夫の親へ平均月額二、四三〇円となっている。経済的に余裕がないため仕送りできないものは三五・三%、仕送りする必要がないものは三五・一%である。長男は仕送りするものの割合がやや高い。（長男二七・三%、非長男一五・九%）

### (3) 食生活

肉摂取量、週間一人あたり二五二グラム、卵五・三個で全国平均をやや上回る。牛乳を月ぎめ購入している家庭は六四・一%、果物を週二～三回以上食べている家庭は七七・三%である。これらの食物摂取状況はいずれも職員家庭のほうが生産労働者家庭よりもよく、収入二万円未満の家庭では顕著に低下している。

もっとふやしたい食品としては果物、肉がもっとも多く、牛乳がこれにつぐ。低所得層では肉の増加をのぞむものが多い。油を大体毎日の料理に使うものは五七・九%で職員家庭の方が多い。

既製のそうざいをたびたび購入するものは一九%で生産労働者家庭、低所得層のほうが多い。

小学校六年以下の子どものある家庭では九三・五%が子どもに間食を与えているが、家で用意して与えるもの七七・六%に対し、金を与えて買わせるもの二三・一%で、生産労働者家庭に多い。

### (4) 衣料等

夫のセビロの持数は平均四・六着（生産労働者三・五着、職員等五・六着）で充足感をもつものは二八・七%である。

収入が高くなるほど持数が多くなり、充足感をもつものが過半数に達するのは収入八万円以上（平均六・一着）の世帯である。

妻がもっているよそいき着の数は（和洋、四季合計）平均八・七着（生産労働者の妻七・四着、職員等の妻九・九着）で、充足感をもつものは三四・五%である。一般に高所得層ほど持数が多く、充足感をもつものが過半数に達するのは九万円以上（平均一一・七着）の世帯である。

乳児以外の家族で同一寝具にねるもののある家庭は一八・四%で、理由は家がせまい（一一・八%）というものが多い。一人一床でないものは生産労働者家庭、大人数の家庭、低所得層に多くみられる。

### (5) 住宅

種類　持家四五・九%、民営借家二三・〇%、社宅二二・六%、公営借家七・五%で、持家は一般に高所得層に多く、民営借家は低所得層及び二～七万円の層が多く、二万円未満では少ない。社宅は事業所の規模により相当の開きがある（大三一・一%、小一四・七%）。家賃は民営がもっとも高く平均月額四、〇一四円、公営三、一二九円、社宅一、二〇六円の順である。

広さ　一世帯あたり平均室数は三・七室、一人あたり〇・八八室である。五九・八%の世帯は間数に不充足感をもって

おり、過半数が一応充足しているとみられるのは四～五人の標準世帯で五室である。一室住いの世帯は四・八%である。

諸設備の普及率は水道九〇・五%、ガス（含プロパン）七八・八%と高く、風呂は五二・三%、台所、便所（うち水洗式は一二・三%）はほとんど全部の世帯にあるが、水道、便所については一割余が他家との共用となっている。台所と洗面所が分離している世帯は五九・九%、寝室と食事をとる部屋が分離している世帯は七六・八%で、べつになっていない世帯の大部分が分離を望んでいる。所得との関係をみると、風呂の有無、台所、洗面所分離、寝食分離は所得が上がるにしたがって普及度が高くなっているが、水道、ガスについては平均以上の所得階級については大差がないかわり、収入三万円前後を下ると、これらのものの普及率が目立って低下し、設備を共同使用する割合が増加する。住宅の広さ、設備の点では生産労働者世帯は職員等世帯よりかなり劣り、民営借家は他種の住宅より目立って劣る。

**(6) その他の消費財**

耐久消費財の保有率は、一般に全国都市平均を上回っているが、所得、労職別による格差はかなり大きい。

簡単な医療品（消毒薬、体温計、水枕等）の常備率は九割前後、新聞の月ぎめ購読は九割、雑誌の毎月購読は八割であるが、いずれも三万円以下になると低下が目立つ。

## 二、学校教育

**在学児数**　一世帯あたりの平均在学児の数は一・〇六人、夫の年齢別学校種類別にみると第一表の通りで（ゴチックはもっとも平均子供数の多い年齢）、子供の義務教育は四〇～四九歳にかけて、高校教育は四五～五四歳に、大学教育は五五歳以降にもっとも重い負担がかかっている。

**第1表　夫の年齢別，学校種類別一世帯あたり在学する子ども数**

| | 計 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 大学 短大 | 各種学校 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 1.06人 | 0.12人 | 0.49人 | 0.26人 | 0.15人 | 0.02人 | 0.01人 |
| 25～29歳 | 0.02 | 0.02 | 0.00 | — | — | — | — |
| 30～34 | 0.41 | 0.20 | 0.21 | 0.01 | 0.00 | — | — |
| 35～39 | 1.37 | 0.24 | 0.89 | 0.21 | 0.03 | — | — |
| 40～44 | 2.04 | 0.10 | 1.09 | 0.63 | 0.19 | 0.01 | 0.01 |
| 45～49 | 2.04 | 0.02 | 0.63 | 0.72 | 0.56 | 0.09 | 0.02 |
| 50～54 | 1.44 | 0.01 | 0.23 | 0.51 | 0.55 | 0.09 | 0.05 |
| 55～59 | 1.07 | — | 0.16 | 0.30 | 0.43 | 0.15 | 0.03 |
| 60歳以上 | 0.55 | — | 0.10 | 0.10 | 0.21 | 0.14 | — |

**教育費額**　子ども一人あたりの平均教育費（月額）は次の通りである。

幼稚園　一、七七八円
小学校　一、一四一円
中学校　一、八一五円
高校　三、五七四円
短大　七、七五〇円
大学　八、七〇八円（同居）
一五、五六七円（別居）

（注……本調査では学校教育費を次の範囲のものとした。
同居者の場合……授業料、教科書文具代、PTA会費、給食費、交通費。別居の場合……送金月額平均）。

これによって夫の年齢階級別に一世帯あたりの教育費月額を算出すると次表の通り四五～四九歳をピークとして四〇代、五〇代の教育費負担が重くなっており、世帯収入と対比してみると家計費の一割前後を占めることになる。

**第2表　夫の年齢別教育費の家計負担率**

| | 教育費 | 世帯収入 | 家計中の教育費% |
|---|---|---|---|
| 計 | 2,073円 | 37,625円 | 5.5% |
| 25～29歳 | 32 | 31,509 | 0.1 |
| 30～34 | 601 | 33,925 | 1.7 |
| 35～39 | 1,933 | 35,614 | 5.4 |
| 40～44 | 3,378 | 40,208 | 8.3 |
| 45～49 | 5,180 | 44,401 | 11.6 |
| 50～54 | 4,440 | 47,165 | 9.4 |
| 55～59 | 3,970 | 50,870 | 7.8 |
| 60歳以上 | 2,532 | 41,687 | 6.0 |

ただしこれは全世帯の平均であって、上級学校へ進学する子どもの多い家庭ほど五〇代、六〇代に負担が加重することはいうまでもない。

奨学金をうけている子どもは高校一・七%（育英会〇・七%、会社〇・二%）、短大一四・三%（育英会一四・三%）、大学二三・〇%（育英会一三・一%、会社九・八%）である。また子ども自身が働いて教育費にあてているものは、高校三・一%、大学八・二%となっている（財源重複するものを含む）。

**子供に望む教育程度**　現在義務教育中の子女をもつ世帯にしぼって、子どもに望む教育程度を調べたところ、大多数が男女とも高校に進ませ、さらに男の子の場合は過半数が大学まで、女の子の場合は三割が短大及び大学までやりたいと望んでいる。子どもに望む教育程度は職員、高収入層ほど高い。

**子どもに望む職業**　子どもに希望する職業としては、全体としてホワイトカラー系給料生活者（会社員、技術者、公務員、教員等）を望む主婦が非常に多かった。生産労働者の妻で生産労働者を希望するものはきわめて少なく、事務的職業を望むものが多い。これに対して職員層では むしろ技術的職業を望むものが多い。また妻の年齢の若い層では年輩層よりも技術的職業に魅力を感じるものが多い。

娘の場合は会社員希望がもっとも多く、ついで裁縫師、デザイナー、教員、公務員、薬剤師、技術者が望まれている。

娘の配偶者の職業としては、息子の場

第3表　息子に対する希望職業順位

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 夫の職種 | 生産労働者 | 1.会社員 (34%) | 2.技術者 (22%) | 3.公務員 (22%) | 4.商　人 (4%) | 5.教員・工員 (3%) |
| | 職　員　等 | 1.技術者 (35%) | 2.会社員 (25%) | 3.医　師 (12%) | 4.公務員 (10%) | 5.実業家 (4%) |
| 妻の年齢 | 20　歳　代 | 1.技術者 (33%) | 2.会社員 (20%) | 3.公務員 (14%) | 4.医　師 (12%) | 5.商　人 (5%) |
| | 40　歳　代 | 1.会社員 (37%) | 2.技術者 (28%) | 3.公務員 (16%) | 4.教　員 (2%) | 5.商人・工員 (2%) |

合とくらべて会社員希望がいっそう多いのが特徴的であるほかは、大体息子の場合と同様の職種が望まれている。

## 三、家庭環境

勉強机、本箱　在学する子どものある世帯で子どもの勉強机のない世帯は四%で、ほとんどの家庭はもっている。生産労働者世帯は九四%、職員等世帯九七%、収入一～二万円の低所得でも九〇%がもっており、子どもの勉強机は本調査で対象とした耐久消費財中最高の保有率を示している。しかし子どもがめいめいに勉強机をもっている世帯は六七%とかなり低くなり、労職別、収入別による格差が大きくあらわれている。

在学する子どもの本箱がある世帯は八四%（生産労働者八一%、職員等八八%、収入一～二万円六七%、九万円以上一〇〇%）である。

娯楽用具　三～二〇歳の子どものある世帯では九六%がなんらかの子どもの娯楽用具をもっている。保有率の高いものはトランプ、ボール、かるた（五〇%以上）次いで、しょうぎ、三輪車、野球用具、バドミントン、釣具（二〇～四〇%）等である。

戸外の遊び場　一歳～小学六年までの子どものある世帯で、子どもが戸外でよく遊ぶと答えたものは八七%で、居住地域別にみると、町なか、商店街がやや低いほかは大差ない。子どもがよく遊ぶ場所は家の庭（三六%）、あき地（二四%）、公園・遊園地（一四%）、道路（一二%）、校庭（一〇%）の順である。道路は、町なか・商店街（一八%）、工場地帯（一六%）でやや多く、公園・遊園地の利用者は団地が目立って多く、校庭は町なか・商店街の利用率が高くなっている。

子どもが戸外ではあまり遊ばないと答えた人のうち半分は「安全に遊べるところがないから」という理由をあげている。戸外の遊び場の安全状態について、危険があると答えたのは四九%（戸外でよく遊ぶと答えた人の）であるが、居住地域によりかなり差がみられ、工場地帯（七一%）、町なか・商店街（六三%）は高く、団地（三七%）はもっとも低い。最大の危険は交通で、町なか・商店街、工場地帯にとくに多く、フタのないドブ、用水・肥だめの類は農村と住宅地帯に、泳ぐと危い川等は農村に多い。子どもが危険をさけるよう十分教えられていると思うと六七%が答えている。

こづかいの与え方　三歳以上在学する子どものある世帯で子ども部屋、寝室　在学する子どものある世帯で子ども部屋のある世帯は六九%（生産労働者六三%、職員等七四%、収入一～二万円四七%、八万円以上一〇〇%）で、大部分は共同で使用している。

子どものある世帯の七〇%は夫婦と子どもが寝室を共にしているが、子どもの過半数は四歳以上である。また中学一年以上の男女の子どもが同じ寝室でねている世帯は該当世帯の二一%でその大部分はできれば別にしたいと望んでいる。これらの住宅条件にも所得格差が反映している。

楽器　三～二〇歳の子どものある世帯で、なんらかの子ども用楽器のある世帯は五八・四%で、所得がふえるにつれて保有率も高くなっている。楽器の種類としてはハーモニカ（三五%）、木琴（二五%）、笛（一七%）、オルガン（一七%）が多い。ピアノは高所得層ほど保有率が高く、オルガンは五～七万円層に多い。

第4表　夫の職種別，世帯収入階級別子どもの勉強机保有率

| | | 在学する子どものある世帯（計） | ある | めいめいにある | めいめいにではないがある | ない |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | | 100% | 96% | 67% | 29% | 4% |
| 職種 | 生産労働者 | 100 | 94 | 57 | 37 | 5 |
| | 職　員　等 | 100 | 97 | 77 | 21 | 3 |
| 世帯収入階級 | 1～2万円未満 | 100 | 90 | 40 | 49 | 9 |
| | 2～3 | 100 | 94 | 61 | 33 | 5 |
| | 3～4 | 100 | 95 | 66 | 29 | 4 |
| | 4～5 | 100 | 96 | 67 | 29 | 3 |
| | 5～6 | 100 | 98 | 70 | 27 | 2 |
| | 6～7 | 100 | 94 | 87 | 8 | 4 |
| | 7～8 | 100 | 100 | 78 | 23 | — |
| | 8～9 | 100 | 100 | 90 | 11 | — |
| | 9～10 | 100 | 100 | 100 | — | — |
| | 10万円以上 | 100 | 100 | 100 | — | — |

達すると七五%の家庭でこづかいを与えている。九～一〇歳位になるとこづかいを与えない家庭は少ない。

こづかいの与え方としては、幼児では「必要なつど」がほとんど、学齢に達すると「額をきめて」が約二割とふえるが、小学校低学年ではまだ「必要なつど」のほうが多い。九～一〇歳から小学校高学年にかけては「必要なつど」と「額をきめて」がほぼ半々になっており、中学以上では「額をきめて」が過半数を占めるようになる。

額をきめて与える場合の平均月額（学用品代をふくめずに）

六歳　三四七円
一〇歳　三八三円　…小学生
一三歳　四五七円…中学生
一六歳　九〇八円…高校生
一八歳以上一、四〇七円

PTA会合への出席　小・中学生のある世帯中九〇%が出席しており、そのうち七二%は母親だけ、一六%は父母とも出席している。

習いごと　三～二〇歳の子どものある世帯中、子どもに補習学習その他何らかの習いごとをさせている世帯は四〇%で、職員層、収入の高い層に多い（生産労働者世帯三五%、職員等世帯四〇%）。

習いごとの種類は男の子では一般学習、語学、そろばん、習字が多く、女の子では音楽がもっとも多く、次いでそろばん、習字が上位を占めている。生産労働者世帯では男女ともそろばんが第一位を占めているのに対し、職員等世帯では音楽（とくに女の子）が多い。

親が子どもに教えること、いっしょにすること　親自身が子どもに何かを教えたり、なにかを一緒にする機会についてみると、三～二〇歳の子どものある世帯中、もっていると答えたのは母親の七八%、父親の七一%であった。父親も母親もとくに接触の機会がないとみられる世帯は一八%である。

接触の種類としては、母親は「勉強をみてやる」「本を読んだり話をきかせたりする」ことがもっとも多い。父親も勉強、読書、話の相手をするものがかなり多く、遊びやスポーツを一緒にするものも多い。家族づれで観劇やレクリエーションに出かける家庭もかなりみられる。

勤労者家庭では、一般に親が子どもに、直接なにかまとまったことを教える機会は少ないと考えられるが（家業の知識や生産技術を伝えることがない）、この調査でも積極的に子どもに「何かを教えている」と答えたのは母親の一一%、父親の六%であった。この中には一般的なしつけや常識もかなり含まれているが、それ以外のものについてみると、教えることの種類としては幼児に対する歌、字、絵の手ほどき（父母）、裁縫、料理（母）、工作、スポーツ（父）、楽器（主に母）が比較的多く、その他数は少ないが手芸、お花、お茶、舞踊、そろばん、碁、しょうぎ、釣、写真等親のもっている趣味や技術があげられている。

本を親が選んで与えるか　一歳～中学三年までの子どものある世帯で、本を選んで与えることのある世帯は八四%で、母親の七五%、父親の六二%である。職員層が多く、収入階級別には有意の差がない。

子どもから相談をうけるか　中学一年～二〇歳の子どものある世帯のうち、心配ごと、悩みごとの相談をうけたことがあると答えた世帯は五四%（父母別にみると母親の五一%、父親の三二%が子どもから相談をうけている）、父母ともにほとんど相談をうけることがないと答えた世帯は四〇%で、生産労働者家庭では相談をうけない世帯の割合がかなり高い。

第5表　親と子の接触状況

| | 3～20歳の子どものいる世帯（計） | なにかを教える | 勉強をみてやる | 映画・芝居・野球などを見る | いっしょにする遊びやスポーツを | いっしょにするハイキングや旅行 | いっしょにする動植物の世話をい | 本をよんだり話をきかせたりする | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 父 | 100% | 6% | 33% | 23% | 35% | 36% | 16% | 33% | 2% |
| 母 | 100 | 11 | 47 | 21 | 21 | 35 | 21% | 48 | 2 |

第6表　親が子どもに本をえらんで買い与える状況

| | 1歳～中学3年の子どものある世帯 | 父母ともあり | 父のみ | 母のみ | 父母ともなし | 不明 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 100% | 53% | 9% | 22% | 10% | 7% |
| 生産労働者 | 100 | 46 | 9 | 24 | 13 | 9 |
| 職員等 | 100 | 60 | 9 | 20 | 7 | 5 |

第7表　親が子どもから相談をうけることがあるかどうか

| | 中学1年～20歳の子どものある世帯 | 父母ともあり | 父のみ | 母のみ | 父母ともなし | 不明 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 100% | 28% | 4% | 23% | 40% | 6% |
| 生産労働者 | 100 | 20 | 4 | 19 | 50 | 7 |
| 職員等 | 100 | 34 | 3 | 25 | 32 | 6 |

# アメリカの婦人労働者の就業状態 (2)

——アメリカの婦人少年局資料より——

## 四 女子労働者の特性

### (1) 年 齢

最近二十年間に高年齢女子労働力の果たす役割は、かなり重要性を増してきており、一九四〇年には四五歳以上女子労働力人口は、女子労働力人口総数の二二%であったのが、一九五〇年には約三一%、また一九六二年四月までには三九%（一九四〇年の約二倍）に増加している（表5）。

また女子労働者の平均年齢は、一九〇〇年の二六歳から一九四〇年、三七歳、そして一九五〇年、三二歳、一九六二年には四一歳と高くなってきている。

次に年齢階級別労働力率（年齢階級別の人口中に占める労働力人口の割合）をみると、労働力率は若年婦人において最も高く、二五歳から三五歳までの婦人においては、家庭における責任のため職を離れるものが多いため幾分下がるのが普通である。しかし一九六二年四月には一八歳から一九歳までの若年女子の労働力率（四七%）、二〇歳から二四歳までの女子労働力率（四六%）は、ともに家庭の責任が減じ職場に復帰するものの多い四五歳から五四歳までの女子の労働力率（五〇%）より少くなっている。また五五歳から六四歳までの女子労働力率は三九%、六五歳以上は一〇%と低くなっている。これはこの年齢になると、多くの婦人が老齢保険或いは退職金を受ける資格を得るからである。

年齢別労働力率の一九四〇年からの推移をみると、四五歳から五四歳までの女子労働力率の伸びが最も顕著であり、一九四〇年の二四%から一九五〇年三七%、一九六二年五〇%と著しい増加を示している。また五五歳から六四歳までの女子労働力率の伸びも著しく、一九四〇年には一八%であったのが、一九五〇年には一八%、一九六二年三九%となっている。しかし二〇歳から二四歳までの女子労働力率は、一九四〇年以来若干低下してきているが、これは大学に行くものが多くなっていること、ならびに結婚年齢が低くなっていることによるものと考えられる。反対に三五歳から四四歳までの女子労働力率が伸びている要因には、教育水準の向上とともに家庭の責任を若いうちに終らせることができるようになりつつあることがあげられる。

表 5 年齢階級別女子人口ならびに女子労働力人口
(1940, 1962年)

| 年齢階級 | 実数 | % | | 1940~1962の増加 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 1962 | 1962 | 1940 | 実数 | % |
| (人口) | | | | | |
| 総数 | 66,510,000 | 100 | 100 | +16,370,000 | +33 |
| 14歳~17歳 | 6,138,000 | 9 | 10 | +1,354,000 | +28 |
| 18〃~24〃 | 8,617,000 | 13 | 17 | +241,000 | + 3 |
| 25〃~34〃 | 11,300,000 | 17 | 21 | +540,000 | + 5 |
| 35〃~44〃 | 12,399,000 | 19 | 18 | +3,279,000 | +36 |
| 45〃~54〃 | 10,648,000 | 16 | 15 | +3,173,000 | +42 |
| 55〃~64〃 | 8,201,000 | 12 | 10 | +3,086,000 | +60 |
| 65歳以上 | 9,207,000 | 14 | 9 | +4,697,000 | +104 |
| (労働力人口) | | | | | |
| 総数 | 24,052,000 | 100 | 100 | +10,212,000 | +74 |
| 14歳~17歳 | 957,000 | 4 | 3 | +567,000 | +145 |
| 18〃~24〃 | 3,974,000 | 17 | 28 | +84,000 | + 2 |
| 25〃~34〃 | 4,051,000 | 17 | 28 | +231,000 | + 6 |
| 35〃~44〃 | 5,579,000 | 23 | 19 | +2,899,000 | +108 |
| 45〃~54〃 | 5,327,000 | 22 | 13 | +3,497,000 | +191 |
| 55〃~64〃 | 3,222,000 | 13 | 7 | +2,302,000 | +250 |
| 65歳以上 | 942,000 | 4 | 2 | +632,000 | +204 |

資料：アメリカ労働省労働統計局—「雇用と賃金」1962年5月号
アメリカ通産省国勢調査局—「最近の人口報告」

表 6 年齢別女子労働力率の推移 (14歳以上)
(1940, 45, 50, 55, 60, 62年)

| 年齢階級 | 1940 | 1945 | 1950 | 1955 | 1960 | 1962 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 28% | 37% | 32% | 34% | 36% | 36% |
| 14歳~17歳 | 8 | 26 | 17 | 15 | 17 | 16 |
| 18〃~19〃 | 43 | 67 | 46 | 44 | 48 | 47 |
| 20〃~24〃 | 48 | 55 | 45 | 44 | 45 | 46 |
| 25〃~34〃 | 36 | 40 | 34 | 35 | 36 | 36 |
| 35〃~44〃 | 29 | 41 | 38 | 41 | 44 | 45 |
| 45〃~54〃 | 24 | 37 | 37 | 43 | 49 | 50 |
| 55〃~64〃 | 18 | 27 | 28 | 33 | 37 | 39 |
| 65歳以上 | 7 | 10 | 10 | 11 | 11 | 10 |

注 1) 1940年は3月，他の年は4月の数字
資料：アメリカ労働省労働統計局—「雇用と賃金」
1962年5月号
同 通産省国勢調査局—「最近の人口報告」

表 7 職業大分類別中高年女子就業者数 (35歳以上)
(1961年3月)

| 職業大分類 | 実数 | % | 女子就業者総数に占める割合 |
|---|---|---|---|
| 総数 | 14,171,000 | 100 | 63% |
| 専門的職業従事者 | 1,871,000 | 13 | 65 |
| 経営者，公務員，所有者 | 964,000 | 7 | 86 |
| 事務従事者 | 3,585,000 | 25 | 52 |
| 販売従事者 | 1,190,000 | 8 | 70 |
| サービス職業従事者（除く家事従事者） | 2,168,000 | 15 | 66 |
| 工員 | 2,225,000 | 16 | 69 |
| 家事従事者 | 1,445,000 | 10 | 61 |
| 技能工，職工長 | 156,000 | 1 | 71 |
| 農夫，農業経営者 | 128,000 | 1 | 96 |
| 農業労働者 | 368,000 | 3 | 69 |
| 労務者（除く農業，鉱業） | 71,000 | 1 | 86 |

資料：アメリカ労働省労働統計局—「特別労働力報告」No. 20

このように最近十年間は女子労働力の新しい給源として三五歳以上の中高年婦人が進出してきている。労働統計局資料によると、三五歳以上の女子労働者数は一九六一年には約一、四二〇万人で、一九四八年の八五〇万人に対して著しく増加している（表5）。この増加を職業的にみると、その大部分は事務的職業・サービス職業（家事を除く）及び専門的職業にみられる（表6）。

その他の職業の中で一九六一年に中高年婦人の多くついている職業は、工員・家事従事者ならびに販売従事者となっている。

一九六一年三月には女子労働者の六三%が三五歳以上の婦人から成り立っており、また職業大分類別にみると、すべての職業において女子労働力の半数以上が三五歳以上の婦人によって占められている。さらにこの中で三五歳以上の婦人の占める割合の最も高い職業は、農夫及び農業経営者（九六%）・経営者・公務員・所有者（八六%）及び労務者（除く農業・鉱業）（八六%）となっている。

### (2) 配偶関係

婚姻率の上昇と結婚年齢の若年化により、女子既婚労働者数は著しく増加している。一九四〇年には、女子労働力人口中に占める有夫者の割合は約1/3であったのが、一九五〇年には約半数、そして一九六一年には半数以上になっている。反対に独身者の占める割合は、一九四〇年の約半数から一九五〇年の1/3・一九六一年の1/4未満へと低下している。一方、死別者及び別居中の女子労働者数は一九四〇年以来増加しているが、全女子労働者中に占める割合（約1/4）は二一年間一定率を保っている。

次に配偶関係別の女子労働力率（一四歳以上人口中に占める労働人口の割合）をみると、一四歳以上の未婚者の労働力率は最近十年間、第二次大戦中を除いてだいたい一定している。これに対して、既婚婦人（有夫者）の労働力率の上昇は著しく、一九四〇年には一五%であったのが、一九六一年には三三%と二倍以上になっている。これは未婚者の労働力率に比べるとずっと低くなっているが、一四歳以上の婦人に占める既婚者（有夫者）の割合は3/4以上なので、女子労働力の半数以上は既婚者となっている。また一、〇一〇万人の死離別者の2/3が労働力人口である（表9）。

配偶関係別に婦人のついている職業をみると、一九六一年三月には独身者・有夫者及びその他の婦人のいずれにおいても事務に従事しているものが多くなっているが、独身者の事務従事者の割合は、他の職業従事者の割合よりも高くなっている。また専門的技術的職業についている婦人の割合は独身者の方が他の婦人より高くなっている。一方、事務従事者についで有夫者の多くついている職業は工員である。これは経験がいらないことと比較的高い賃金のためである。

さらに子供の有無についてみると、一九六一年三月には二、四二〇万人の女子労働力の中、一八歳未満の子供のある婦人の数は八七〇万人である。そしてこの中七一〇万人が有夫者、一六〇万人が死離別者、別居者となっている。また九八〇万人は既婚者及び結婚経験者で一八歳未満の子供のいないものである。

また六歳から一七歳の学齢期の子供のみを持つ婦人は五五〇万人、そして六歳未満の子供を一人以上持つ婦人は三二〇万人である。

表8 配偶関係別女子人口ならびに女子労働力人口（14歳以上）(1940, 1961年3月)

| 配偶関係 | 実数 | % | | 1940～1961の増減 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 1961 | 1961 | 1940 | 実数 | % |
| | （人口） | | | | |
| 総数 | 65,847,000 | 100 | 100 | +15,298,000 | +30 |
| 独身者 | 12,764,000 | 19 | 28 | − 1,172,000 | − 8 |
| 有夫者 | 40,524,000 | 62 | 56 | +12,007,000 | +42 |
| その他 | 12,559,000 | 19 | 16 | + 4,462,000 | +55 |
| | （労働力人口） | | | | |
| 総数 | 24,199,000 | 100 | 100 | +10,359,000 | + 75 |
| 独身者 | 5,663,000 | 23 | 48 | − 1,047,000 | − 16 |
| 有夫者 | 13,266,000 | 55 | 30 | + 9,066,000 | +216 |
| その他 | 5,270,000 | 22 | 21 | + 2,340,000 | + 80 |

注）死別者，離別者，別居中のものを含む

表9 配偶関係別女子労働力率の推移

（14歳以上の女子）

| 配偶関係 | 1940 | 1944[1] | 1950 | 1955 | 1960 | 1961 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 27 | 35 | 31 | 33 | 37 | 37 |
| 未婚者 | 48 | 59 | 51 | 46 | 44 | 44 |
| 既婚者 | 17 | 26 | 25 | 29 | 32 | 34 |
| 有夫者 | 15 | 22 | 24 | 28 | 30 | 33 |
| 別居中のもの | 53 | 51 | 47 | 51 | 52 | 54 |
| 死離別者 | 32 | 36 | 36 | 36 | 37 | 39 |

注1） 1944年及び1955年は4月の数字，その他は3月の数字　2） 1945年の数字入手不能

表8，9の資料：アメリカ労働省労働統計局―「特別労働力報告」No.20
アメリカ通商省国勢調査局―「最近の人口報告」

表10 配偶関係ならびに職業大分類別女子就業者数 (1961)

| 職業大分類 | 総数 | 独身者 | 有夫者 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| | (千人) | (千人) | (千人) | (千人) |
| 女子就業者総数 | 22,413 | 5,235 | 12,337 | 4,841 |
| (%) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 専門的職業従事者 | 13 | 17 | 13 | 9 |
| 経営者，公務員，所有者 | 5 | 3 | 5 | 6 |
| 事務従事者 | 31 | 40 | 29 | 23 |
| 販売〃 | 8 | 6 | 9 | 6 |
| サービス職業従事者（家事を除く） | 15 | 9 | 15 | 20 |
| 工員 | 15 | 8 | 17 | 15 |
| 家事従事者 | 11 | 15 | 6 | 18 |
| その他 | 4 | 3 | 6 | 3 |

資料：アメリカ労働省労働統計局―「特別労働力報告」No 20

一八歳未満の子供を持つ母親の三人の中一人が一九六一年には仕事に従事している。さらに子供の年齢で分けると、六歳から一七歳の子供を持つ母親はその%、または六歳未満の子供を持つ母親はその⅓が労働者である。さらに三歳未満の子供を持つ母親のうち働いているものは一八%である。

一方、子供のない婦人の中では一九六一年には結婚経験者の三七%、二〇歳から六四歳までの独身者の七七%が労働に従事している。

最後に、母親が働いている間、育児は誰が担当するかをみると、大部分の子供は自宅で保育されており、父親に世話される子供は一六%、兄弟その他の親族に世話されるもの三〇%、親族以外の者に世話される子供は一二%となっている。また自宅以外で保育される子供の割合は⅙強となっており、親族の家一一%、親族以外の家九%、保育所等の施設二%となっている。

表11　働く母親の育児状況
(1958)

| | 総数 | 6歳未満 | 6～11歳 |
|---|---|---|---|
| | 千人 | 千人 | 千人 |
| 子供の数 | 5,073 | 2,039 | 3,034 |
| 総数 | 100% | 100% | 100% |
| 自宅での保育 | | | |
| 父親 | 16 | 15 | 17 |
| 親族 | | | |
| 18歳未満 | 11 | 7 | 14 |
| 18歳以上 | 19 | 20 | 18 |
| 親族以外 | 12 | 14 | 10 |
| 他家庭での保育 | | | |
| 親族 | 11 | 14 | 8 |
| 親族以外 | 9 | 13 | 6 |
| 集団保育 | 2 | 4 | 1 |
| 母親自身の保育 | 8 | 1 | 13 |
| その他 | 13 | 11 | 14 |

資料：アメリカ文部厚生省－「フルタイム労働に従事している働く母親の育児状況」児童局資料 No 378

# アルバイト中学生徒の実態

## ――労働実態調査結果より――

## Ⅰ 調査の概要

### 1 調査の目的

昨今、若年労働力の需給がひきしまり、その不足が目立っており、アルバイト労働に依存する度合が高まっていると推量されるので、婦人少年局ではアルバイト中学生徒の仕事の種類、労働条件、生活環境等に関する実態を明らかにするために調査を実施した。

### 2 調査の構成および範囲

調査は学校調査および個人調査（付環境調査）の二つを行ない、調査都市は次の二一都市とした。

六大都市＝東京都・横浜・名古屋・大阪・神戸・京都

工業都市＝釜石・川口・静岡・布施・北九州（八幡区のみ）

商業都市＝札幌・水戸・岐阜・芦屋・熊本

農業都市＝東根・成田・黒部・西大寺・北条

下記の方法により選定した対象中学校に在学し、昭和三八年六月一日から八月末日までの間にアルバイトに従事した全生徒を対象として実施した。

### 3 調査対象の選定

前記の二一都市の小学校の三分の一と、全中学校に対して往復はがきによる予備調査を行ない、回答学校の平均アルバイト率を算出したが、小学校で〇・五%、中学校では五・四%となっていることが知られた。本調査では以上の結果より、中学校のみを調査対象とし、六大都市では・ト生徒の割合は高く五一・九%、工業都市では二六・四%となっており、また「やすみのみ」のアルバイト生徒の目立つのは六大都市で七七・三%となっている。

### 4 調査の時期および方法

昭和三八年六月一日から八月末日までの間にアルバイトに従事した生徒に、同年一〇月から一一月末日の間に学校調査および個人調査を面接調査（環境調査は生徒の担任教師に記入を依頼）の方法により実施した。

## Ⅱ 調査結果

### 1 個人調査結果

#### (1)アルバイトの時期

アルバイト中学生徒の就労時期は「常時」と「やすみのみ」に大別され、常時アルバイト生徒は二二・六%、「やすみのみ」の生徒は七六%、「常時と休み」ともに就労したものは一・四%となってい

#### (2)アルバイトの職種

職種は常時アルバイトが二二八職種、夏期アルバイトが六六八職種みられ、常時アルバイト生徒は販売員（食料品店員八百屋、魚屋等の店員）が一番多く五九・四%、ついで建築木工その他の作業従事者が一七%、単純労務者四・六%、その他二一・二%となっている。また夏期アルバイト生徒の職種では建築木工その他の作業従事者三三%、販売員が二九・六%、金属金気機械器具製造修理関係従事者一三・四%、単純労務者一一%、その他は一〇・四%みられる。

#### (3)アルバイト就労の期間

仕事についてから八月末日までの期間

は、常時アルバイト生徒では三か月未満が最も多く三六%、ついで三か月～六か月未満が二一・二%、一年未満のものは合わせて七六・八%を占め、短期間の就労が多いが、一方三年～四年未満が一・四%、四年以上は一・四%で長期に就労しているものも少数ながらみられる。さらに地域的には三か月未満のものは工業および六大都市にその割が高く、三か月以上六か月未満の生徒は逆に農・商業都市に目立っている。

**第1表　年少労働者およびアルバイト生徒の規模別就労状況**

| 規模 | 1～9人 | 10～29人 | 30～49人 | 50～99人 | 100～299人 | 300人以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1)適用事業所の年少労働者数 | % 20.0 | % 17.3 | % 9.6 | % 11.2 | % 16.6 | % 25.3 |
| 2)アルバイト生徒（常時） | 69.7 | 14.5 | 3.0 | | 2.7 | 10.1 |
| 〃（夏期） | 48.9 | 21.0 | 11.6 | | 4.2 | 14.2 |

(注) 1) 昭和38年4月現在労働基準局「労働基準法適用事業場および労働者数」
2) 昭和38年6月1日～8月末日就労　アルバイト中学生徒（本調査）

**(4)アルバイト先の事業所の規模**

アルバイト生徒の勤め先の事業所の規模を労働基準局の「労働基準法適用事業場数および労働者数」と比較すると、常時アルバイト生徒では一人～四人の事業所に働くものが三六・三%、ついで五人～九人の事業所が三三・四%で三〇人未満の事業所に働く生徒は合計八四・二%にのぼっており、また夏期アルバイト生徒では一人～四人の事業所に二六・二%、五人～九人の事業所に二二・七%、三〇人未満の事業所には合計六九・九%働いているのがみられ、一方前記適用事業所では年少労働者は一人～九人の事業所に二〇%、一〇人～二九人の事業所に一七・三%働いているのがみられ、アルバイト生徒が比較的零細規模事業所に集中して働いているのが知られる。

**(5)労働条件**

**(イ)労働時間**

アルバイト生徒の実労働時間は常時アルバイト生徒では最少三〇分から八時間以上までその幅はひろい。最も多いのは一時間三〇分～一時間五九分の生徒で一五%、ついで二時間～二時間二九分が一四%、一時間～一時間二九分までが一三・九%、二時間三〇分未満のものは合計四四・二%となっている。つぎに夏期アルバイトでは五九分のものから九時間以上まで幅広く分布しているが、一番多いのは八時間～八時間二九分の生徒で三一・二%、ついで七時間三〇分～七時間五九分が一〇・三%、九時間～九時間二九分が一一・一%の順にみられ、七時間未満のものは合計二四%である。

**(ロ)八月中の収入**

常時アルバイトでは月給制として賃金をもらう者が多く（五三・四%）、一方夏期アルバイトでは日給制により賃金をもらうものが目立つ。まず時間給のものの金額をみると、一時間最低一〇円から最高一五〇円までであり、最も多いのは三〇円～三九円で三三・三%のものがこの金額となっている。ついで四〇円～四九円のものが二八・二%、五〇円～五九円が二四・一%みられる。時間給の金額は地域によりその差は大きく、農業都市では最低三〇円、農林漁業従事者最高は五〇円であるが六大都市では最低一〇円（工員）から最高一五〇円（単純労働者）となっている。

つぎに日給のものは、最低二九円から最高一、五〇〇円までであるが、三〇〇円～三九九円のものがその割合が最も高く四二・一%、二〇〇円～二九九円が二三・一%、四〇〇円～四九九円が一六・一%みられ、日給五〇〇円未満のものは合計九四・四%にのぼっている。地域別では六大都市に比較的日給の高いものが多くみられるが（三〇〇円～三九九円が四四・八%）、一方農業および工業都市では二〇〇円～二九九円が最も多くみられる。つぎに月給によるアルバイト収入金額は一、〇〇〇円以下から一三、〇〇〇円以上までみられ、一番多いのは三、〇〇〇円～三、九九九円のもので一九・九%ついで二、〇〇〇円～二、九九九円が一四・〇%、四、〇〇〇円～四、九九九円のものが一三・五%となっている。

**(6)賃金の使途**

賃金を家人にみせるものは、常時アルバイト生徒では九五・七%、夏期アルバイト生徒では九七・五%であるが、一方家人に賃金をみせないものも少数ながらみられる。

賃金の使途は、常時アルバイトでは「家人に全部出し改めてこづかいをもらう」ものが一番多く三二・五%、「一度家に全部出しそれをみんなもらう」が一一・五%であるが、夏期アルバイトではこの傾向とはやや異なり、「一部家に出す」ものの割合が一番高く二六・七%、ついで「家人に全部出し改めてこづかいをもらう」ものは二五・五%、「一度家に全部出し、それをみなもらう」ものは一七・二%となっている。家に入れる金額は、常時アルバイトでは二、〇〇〇円～二、四九九円のものが一六・七%となっているが、その金額は最低一〇〇円から最高二〇、〇〇〇円に及んでいる。また夏期アルバイトではその金額は一、〇〇〇円～一、九九九円のものが一八%、二、〇〇〇円～二、四九九円のものは一六・八%で、その金額は最低一〇〇円から最高一五、五〇〇円まで幅ひろく分布している。

**(7)仕事をはじめた理由**

常時アルバイト生徒の仕事をはじめた理由として目立つのは「こづかいを得るため」とのべたのは三四・三%、ついで「買いたいものがあるため」が三〇・二%、「貯金をするため」が二七・三%で、また「家のくらしを助けるため」一八・

二%がこれについでいる。

つぎに夏期アルバイトのものの就労理由としては、「買いたいものがあるため」が三六%、ついで「こづかいを得るため」一六・七%、「家のくらしを助けるため」が九・九%となっている。

**(8)仕事を世話してくれた人**

アルバイトの仕事を世話してくれた人についてみると、一番多いのは「友達」で二六・八%、ついで「家族」が二三・三%、「知人」一九・四%、「自分でさがした」ものが一六・八%、となっており、四割以上の中学生徒が友人、自分などきわめて安易な方法で仕事をさがして就労しているのが目立つ。

**(9)アルバイト就労の感想**

常時アルバイト生徒の就労の感想（良かったと思ったこと）の主なものは次のとおりである。

- 金が貯って良かった。いろいろのものが買えた。　七〇・九%
- 朝早く規則正しく起こされたので健康に良いと思った。　三八・〇%
- 金を得ることは大変な労働であることがわかった。　三二・九%
- 体が丈夫になった。　二九・三%
- 一方困ったこと、いやだった事では、
- ねむい　二一・二%
- 雨がふるとぬれ、風邪で学校を休むこと　一九・九%
- 配達先で困ることがある（犬やいやみなど）　九・八%
- つかれのため勉強ができない　九・三%
- つぎに夏期アルバイトで良かったと思うことは常時アルバイトとやや異なり、
- 金がたまって良かった。いろいろのものが買えた　三八・三%
- 社会のことなどよくわかった。良い経験になった　一五・〇%
- 主人の店の人が親切であった　一四・〇%

等がみられ、一方夏期アルバイト生徒の困ったこと、いやだと思ったこととしては、

- 足・腰・肩が痛かった　二九・〇%
- つかれのため勉強ができない　一六・六%
- 使用者から文句やいじわるをいわれる　一〇・九%
- 店の品物や店内でいろいろの失敗があった時がいやだ　八・二%
- ねむい　七・八%

等が目立っている。

**(10)アルバイト生徒の家庭**

常時アルバイト生徒の家庭の生活程度について担任教師が普通とのべているのは五二%、やや貧困な家族は二九・七%貧困な家庭は一四・五%で、貧困な家庭は合計四四・二%となっている。また夏期アルバイト生徒の家庭は、普通以上が六〇・六%で常時アルバイト就労のものより上まわっているが、一方貧困なものの合計は三七・三%となっている。さらに生活保護法の適用状況をみると、常時アルバイト生徒では二四・一%の世帯がその適用をうけており、地域別にみると工業都市では二六・一%、六大都市では二五・四%、農業都市では一七・四%、商業都市では一一・一%となっている。また夏期アルバイト生徒の世帯では生活保護法の被適用の割合は一八・三%で常時アルバイト生徒より目立って低くなっている。（厚生省調査による保護率は全国で一八・二%である―昭和三八年九月現在）

## 2　学校調査結果

**(1)出欠状況**

夏期のみ就労するものを除き、常時アルバイト就労のものの昭和三八年六月分の欠席日数をみると、事故欠席日数五日以上のものは常時アルバイト生徒の三・四%にあたるが、毎月ほぼこの程度の欠席があるものとしてこの結果より推計すれば年間通算五〇日以上の事故欠席をする長欠就労者は約三%程度在校することが推定される。

**(2)使用許可書の発行のための学校長の証明件数**

常時アルバイト生徒数に対し学校長が出している証明発行件数の割合別学校数をみると、アルバイト生徒全員に対し証明を出している学校は一六・三%、四〇～五九%の生徒に証明を行なっている学校は六・九%みられ、一方まったく証明を出していない学校は四五%となっている。

また夏期アルバイト生徒全員に証明を出している学校は一一・九%で常時アルバイト生徒よりその割合は低く、一方証明をまったく出していない学校は六九・五%と常時アルバイト生徒より上まわっている。

**(3)学校が証明を行なうにあたっての基準**

学校が証明を行なう場合に基準をもうけている学校は常時アルバイトについて一一九校、夏期アルバイトについては九七校みられるが、その内容をみると、常時アルバイトについては

- ①学校教育に支障のない時間に勤務すること　一三・六%
- ②本人の健康上支障のないこと　一三・九%
- ③家庭経済とにらみ合わせ、止むを得ないと認めた場合　九・七%

等がみられ、また夏期アルバイト生徒の許可に対しては、

- ①本人の健康と性格を吟味する　一二・一%
- ②家庭の保護者の承認のあるもの　八・七%
- ③危険な仕事や過労な仕事でないこと　八・七%
- ④家庭の経済状態を考慮して止むを得ないとみとめたものであること　八・一%

等の配慮を行なっている。

## 婦人に関するうごき（七月）

〔婦人をめぐる社会のうごき〕

○第一四回「社会を明るくする運動」が一日から一か月全国一斉に、法務省が中心になり関係官庁、日本ＰＴＡ全国協議会等の協賛で行なわれ、重点目標として「青少年の非行と保護」があげられた。

○厚生省は昭和三八年簡易生命表を発表（八日）。日本人の平均寿命は男子六七・二年、女子七二・三年で、前年に比して男子一・〇年、女子一・一年の伸びを示した。

〔婦人の組織活動等〕

○日本婦人有権者同盟、理想選挙普及会では一〇日行なわれた自由民主党総裁選挙に際し、一日「金のかからない公明選挙」の実現を三候補と代議員あて申し入れた。

○〝オギャー献金〟が日本母性保護医協会の事業の一環として一日より発足した。この運動は、健康な子供を生んだ母親がその喜びを表わすため一口一〇円から百円までの献金をし、身心障害児救援のため使用するというものである。

○東京都地域婦人団体連合会では、〝オリンピックを成功させるために五つの約束を守りましょう〟のスローガンを掲げて六日から五つの約束運動（①列への割り込み、②歩きながらの喫煙、③ところかまわぬゴミ捨て、④痰つばのはき捨て、⑤街頭でのよっぱらい、をやめましょう）を展開することになり、東都知事、中央関係官庁、一般都民へ協力を呼びかけた。

○日本婦人有権者同盟では六日、憲法調査会の報告書の発表に際し、憲法調査会における改憲論に対し反対する旨の声明を行なった。なお、二八日には、東京都議会議員報酬等値上げに関し反対の声明を行なった。

○インドシナ戦争拡大に関し、新日本婦人の会、全日自労婦人部、婦人民主クラブの代表五名は、八月アメリカ大使館と首相官邸を訪れ抗議した。

○主婦連合会では九日、小林厚生大臣に対し、北九州市で行なわれているクリーニング低料金営業を一般並に引上げるようにとの厚生省の規制命令発動に反対する陳情を行なった。なお、この問題は現在中央環境衛生適正化審議会で検討中である。

○ＹＷＣＡ主催による関西四都市ＢＧセミナーが岐阜県恵那で開催された。「現代社会に生きる働く女性」を主題として、共働きの現状と問題点、結婚、日本史にみる女性の歩み、憲法を中心に話し合われ、「現代社会に生きる働く女性、その位置と方向」（大阪市大助教授竹中恵美子氏）という特別講演が行なわれた。

○婦人民主クラブ第一〇四回中央委員会が一三、一四の両日、東京、参議院会館で開催された。三八年度活動報告、第一九回全国大会、二〇周年記念行事、第一〇回原水禁世界大会等が審議された。なお、婦人民主クラブでは六日、日本原水協あてに〝第一〇回世界大会の成功のために〟に関し疑問点等を列記した質問書を提出している。

○第七回主婦連生協の総代会が二九日主婦会館ホールで開催され、三八年度事業報告、決算報告の承認、三九年度事業計画及び予算案の承認が行なわれた。

○総評主婦の会第五回定期大会が三〇、三一の両日栃木県塩原で開催された。スローガン〇賃上げと、生命を守る闘いを組合と共にやりましょう〇組織をつよめ、地区労の中に主婦会をつくりましょう。〇物価値上げに反対し、住宅、保育所など自治体に生活の要求を出しましょう。⊙平和憲法を守るためにみんなでいっしょに進みましょう。のもとに内職、低賃金と高物価、組織強化等を審議し、一九六四年度活動方針を決定した。

〔その他〕

○世界ＹＷＣＡセミナーがスイス・ジュネーブで二日から九日まで開催された。婦人の職業教育、既婚婦人の職場復帰、年少労働者の余暇利用を中心とする「働く婦人と少女の問題」が主題で、一八か国、二四名が参加。日本から東京ＹＷＣＡ幹事菅原信子氏が参加した。

○総評主婦会代表六名は全ソ労組中央評議会の招待で二週間の視察旅行ののち三日帰国した。団長は橋田とよ子氏（国鉄家族会連合会々長、総評主婦会々長）

○行政管理庁政務次官に山本杉氏を発令政府は二四日内閣改造にともない新政務次官を発令したもので、婦人の政務次官は山本氏で八人目である。

○アメリカ、カリフォルニア州の婦人連合会会員二三名は一四日主婦連合会を訪れ物価問題、消費者教育問題について懇談した。

---

（表紙3「婦人少年局人事異動」つづき）

（兵庫婦人少年室）栗山説子

岡山婦人少年室長補佐

（以上八月十六日付）

（佐賀地方気象台　運輸技官）北村和子

佐賀婦人少年室

（鹿児島婦人少年室）西川雖鳩

福岡労働基準局労働基準監督官

鹿児島婦人少年室（採用）下村千賀子

（以上九月一日付）

# 婦人労働関係資料の紹介

## 定期刊行物　（昭和39年6月受入れ）

| 資料名 | 号別 | 発行所 | 主要目次 |
|---|---|---|---|
| 全電通 | No. 28 | 全電通労組 | ○アメリカの婦人問題<br>○婦人労働問題にどう対処するか<br>○第16回全国婦人代表者会議<br>○共済組合運営託児所の現況 |
| 〃　附属資料 | | | |
| 福利厚生 | No. 441 | 労務研究所 | ○特集 100 社の独身寮管理人の実態<br>——給与平均の最高は 36,000 円—— |
| 看護 | No. 6 | 日本看護協会 | ○昭和39年度日本看護協会通常総会<br>○看護婦の労働条件と労働組合 |
| 看護学雑誌 | No. 6 | 医学書院 | ○特集・パートタイムナース<br>○この10年看護学生はどうかわったか |
| 生糸 | No. 5 | 日本製糸協会 | ○製糸工場の作業環境の改善(3) |
| 労政時報 | 1756号 | 労務行政研究所 | ○労働組合の企業内福祉事業の実施状況<br>○女子求人難を解消した結婚退職積立金制度<br>——本人積立に会社祝金を加給する浜野繊維—— |
| | 1755号 | 〃 | ○鐘紡の「従業員繁栄対策」と停年延長の内容<br>○39年大学卒業者の就職状況と実態初任給 |
| | 別冊 | 〃 | ○39年モデル賃金、初任給、昇給、平均賃金 |
| | 1757号 | 〃 | ○賃金、時間、昇進等労務諸制度の総合調査<br>——規模別6社の事例にみる労務関係制度の体系的構造—— |
| 労働 | 5月 | 大阪労働協会 | ○女子の労働力と人間関係(2) |
| 労働の科学 | 6号 | 労働科学研究所 | ○冷房についての寸感 |
| 労働基準 | 4号 | 日本労務研究会 | ○婦人労働特集（婦人労働の進展、女子従業員に対する人間関係管理　変化する社会と婦人） |
| 労働研究 | No. 187 | 兵庫労働研究所 | ○賃金と生産性 (2) |
| 労務管理通信 | No. 13 | 労働法令協会 | ○鐘紡の定年制廃止<br>——女子に3年間の年金—— |
| 労働法令通信 | No. 15 | 〃 | ○新しく実施された日立、東芝、三洋電機の隔週5日制 |
| | No. 16 | 〃 | ○伊勢丹でデパート最初の週休2日制当社の概況・制度の内容・実施に伴う諸問題（生理休暇を無給にした理由・賃金関係改正・業務施策） |
| 労働問題 | 7月号 | 日本評論新社 | ○看護婦の24時間　○転機にたつ婦人の労働問題　○パートマダムほか　○図説中高年層の活用問題 |
| 労働時報 | 6月 | 労働省 | ○働く婦人の福祉施設 |
| 日本労働協会雑誌 | 6号 | 日本労働協会 | ○特集・労働者教育 |

## （昭和39年7月受入れ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 労働統計調査月報 | Vol. 16 No. 6 | 労働省労働統計調査部 | ○わが国における最近の賃金構造<br>○中小企業の賃金体系 |
| 世界の労働 | 7号 | 日本ＩＬＯ協会 | ○オートメーションの及ぼす影響の調査方法<br>○オートメに伴う職務内容の変化 |
| 看護学雑誌 | No. 7 | 医学書院 | ○労働問題をどう考えるか |
| 日本紡績月報 | No. 209 | 日本紡績協会 | ○特集　昭和38年中の紡績業——第8節　労働問題—— |
| アメリカの労働問題 | 7号 | 米国大使館 | ○働く婦人に福音をもたらす<br>——新しいアメリカの平等賃金法—— |
| 労政時報 | No. 1761 | 労務行政研究所 | ○なぜ退めたか、なぜ退めたいか、調べ——退職者の 80％が34歳以下、理由は将来性と低賃金——<br>○産業、規模別にみた賃金制度の実態 |
| 労働 | 6号 | 大阪労働協会 | ○経営と労働・女子の労働力と人間関係 |
| 労働科学 | 7号 | 労働科学研究所 | ○女子学生の生理的周期の心身に及ぼす影響 |

| 資料名 | 号別 | 発行所 | 主要目次 |
|---|---|---|---|
| 労働の科学 | 7月 | 労働科学研究所 | ○特集・当面の休日制問題<br>・生活時間からみた休日<br>・中小企業の休日及び休暇制度<br>・週休2日制の現状と問題点<br>○残業賃金のいろいろ |
| 労働研究 | 6号 | 兵庫労働研究所 | ○学卒労働力の不足問題をめぐって(2)<br>——学卒の賃金決定機構について—— |
| 労働法令通信 | Vol. 17 No. 17 | 労働法令協会 | ○日立製作所亀有工場のホームヘルプ制度 |
| | Vol. 17 No. 18 | | ○青少年労働者管理をめぐる諸問題<br>・女子労働における諸問題<br>・女子職場進出の社会的条件<br>・女子労働の特異性 |
| 労働問題 | 8月号 | 日本評論新社 | ○定年制度の現状と将来<br>○時間短縮の成果と展望 |
| 労働時報 | 7月 | 労働省 | ○労働者募集秩序の確立 |
| 労務管理通信 | No. 18 | 労働法令協会 | ○公務員の定年制設定の構想<br>——職種別に設ける等そのあり方を示す—— |

(昭和39年8月受入れ)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 労働統計調査月報 | Vol. 16 No. 7 | 労働省労働統計調査部 | ○昭和38年労働経済分析の概要<br>○企業規模別賃金格差の動き |
| 海外労働経済月報 | 第6号 | 労働省統計調査部 | ○職種別賃金格差の推移 |
| 職業訓練 | No. 7 | 労働省職業訓練局 | ○事業内職業訓練と高等学校との連携について |
| 繊維労働 | No. 126 | 全繊同盟 | ○繊維産業における骨運動器疾患及び神経痛についての考察<br>○繊維産業における従業員の運動器の疼痛に関する考察 |
| 世界の労働 | 8月 | 日本ILO協会 | ○国際社会保障法の研究<br>——ILO第102号条約の解明—— |
| 福利厚生 | No. 446 | 労務研究所 | ○各社の被服貸与 |
| | No. 447 | 〃 | ○福利厚生合理化に対する労使の考え方<br>——問題は既得権だが代替案あればまた別—— |
| 看護 | 8号 | 日本看護協会 | ○中国の看護婦制度 |
| 看護学雑誌 | No. 8 | 医学書院 | ○看護制度その問題点と動き |
| 労政時報 | No. 1763 | 労務行政研究所 | ○40年度学卒者の産業別各社別初任給調べ |
| | No. 1764 | 〃 | ○本年度の大卒、高卒、中卒者の決定初任給<br>——業種・規模・学歴および事務・技術系別—— |
| | No. 1765 | 〃 | ○39年職種別民間給与の実態調査の概要——人事院調べ—— |
| 労働 | 7号 | 大阪労働協会 | ○定年制をめぐる諸問題 |
| 労働科学 | 8号 | 労働科学研究所 | ○賃金の地域間較差とその規定要因 |
| 労働法令通信 | No. 20 | 労働法令協会 | ○全国主要会社における採用管理の実態——採用方針、計画、管理組織、年度別採用人員、40年度初任給、定着率など—— |
| 労働問題 | 9月号 | 日本評論新社 | ○職場における労働者支配 |
| 労働時報 | 8月 | 労働省 | ○昭和38年労働経済の分析の概要<br>○勤労者家庭と教育の問題 |
| 労務管理通信 | No. 17 | 労働法令協会 | ○伊勢丹における職能給制度のあり方<br>——分類序列法の技法により漸新的に整備—— |
| | No. 18 | 〃 | ○約2,900名の求職者の動向に関する実態と分析<br>——大森職安調べ—— |

## 女子の就業者数と完全失業者数　(1964年4月)

| 産業 | 女子 | 男子 | 女子の計に対する女子の割合 | 女子雇用者の産業別構成率 | 女子の前年同月との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 万人 | 万人 | % | % | 万人 |
| 就業者 | 1,899 | 2,828 | 40.2 | | + 31 |
| 自営業者 | 261 | 728 | 26.4 | | + 5 |
| 家族従業者 | 802 | 282 | 74.0 | | − 2 |
| 雇用者 | 835 | 1,816 | 31.5 | 100.0 | + 28 |
| 農林業 | 13 | 24 | 36.1 | 1.6 | 0 |
| 漁業，水産養殖業 | 3 | 20 | 13.0 | 0.4 | 0 |
| 鉱業 | 4 | 36 | 10.0 | 0.5 | 0 |
| 建設業 | 36 | 184 | 16.4 | 4.3 | + 4 |
| 製造業 | 302 | 640 | 32.1 | 36.2 | + 1 |
| 卸小売，金融保険，不動産業 | 223 | 309 | 42.0 | 26.7 | + 12 |
| 運輸通信，電気，ガス，水道業 | 34 | 259 | 11.6 | 4.0 | + 2 |
| サービス業 | 197 | 223 | 46.8 | 23.6 | + 8 |
| 公務 | 23 | 121 | 16.1 | 2.8 | + 2 |
| 完全失業者 | 21 | 17 | 55.3 | | − 1 |

「注」　数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

## 一人一か月平均現金給与総額

(1964年4月)

| 産業別 | 女子 | 男子 | 男子に対する女子の割合 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | % |
| 総数 | 16,515 | 34,194 | 48.3 |
| 鉱業 | 12,576 | 30,649 | 41.0 |
| 建設業 | 13,887 | 30,992 | 44.8 |
| 製造業 | 14,559 | 32,273 | 45.1 |
| 卸売業小売業 | 18,674 | 35,873 | 52.1 |
| 金融保険業 | 22,723 | 44,273 | 51.3 |
| 不動産業 | 18,899 | 45,601 | 41.4 |
| 運輸通信業 | 22,025 | 38,185 | 57.7 |
| 電気，ガス，水道業 | 24,523 | 42,256 | 58.0 |

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

## 婦人少年局ニュース

**○婦人少年問題審議会婦人労働部会開催**
八月一七日午後一時半から四時半まで日本労働協会会議室で開催した。

**○働く婦人の福祉運動について新聞発表**
九月二日午後二時、労働記者クラブにおいて標記の新聞発表を行なった。

**○婦人少年局人事異動**　(カッコ内は前任)

(中労委兼婦人少年室庶務課内職施設係長)　岩本三司
石川労働基準局監督課長（七月一日付）

郷原宏子
山口婦人少年室（七月十六日付）

(労働統計調査部経済統計課)　杉原茂男
庶務課内職施設係長

(婦人少年局庶務課)　吉村幸次
埼玉県に出向

(職業安定局業務指導課)柴田知子
庶務課広報連絡係長

(婦人労働課調査係長)広田寿子
年少労働課課長補佐兼業務係長

(中労委事務局兼職業安定局業務指導官補佐)　赤松良子，
婦人労働課調査係長

(年少労働課業務係長)　大森茂
年少労働課企画係長

（以上八月一日付）

(愛知婦人少年室)　熊谷昌子
辞職

(佐賀婦人少年室)　伊東満子
愛知婦人少年室

**○婦人少年問題審議会婦人労働部会開催**
八月一七日午後一時半から四時半まで日本労働協会会議室で開催した。

**○働く婦人の福祉運動について新聞発表**
九月二日午後二時、労働記者クラブにおいて標記の新聞発表を行なった。

**○婦人少年局人事異動**　(カッコ内は前任)

(中労委兼婦人少年室庶務課内職施設係長)　岩本三司
石川労働基準局監督課長（七月一日付）

郷原宏子
山口婦人少年室（七月十六日付）

(労働統計調査部経済統計課)　杉原茂男
庶務課内職施設係長

(婦人少年局庶務課)　吉村幸次
埼玉県に出向

(職業安定局業務指導課)柴田知子
庶務課広報連絡係長

(婦人労働課調査係長)広田寿子
年少労働課課長補佐兼業務係長

(中労委事務局兼職業安定局業務指導官補佐)　赤松良子，
婦人労働課調査係長

(年少労働課業務係長)　大森茂
年少労働課企画係長

（以上八月一日付）

(愛知婦人少年室)　熊谷昌子
辞職

(佐賀婦人少年室)　伊東満子
愛知婦人少年室


(岡山婦人少年室)　西村和子
栃木婦人少年室
(栃木婦人少年室)　田中浩子
兵庫婦人少年室
(奈良婦人少年室)　松村和子
滋賀婦人少年室
（以下30ページからつづく）


## 「こらんになりましたか」

(婦人労働課関係)

○婦人の能力を職場にいかそう
——労働意欲をたかめる機会を
ひろげることによって——
パンフレットNo.55

○第12回働く婦人の福祉運動ポスター

○働く婦人の実情　一九六三年分
——婦人労働資料第98号——

○女子保護の概況　昭和三八年
——婦人労働調査資料第43号

(婦人課関係)

○労働者家庭生活技術援助状況報告
——昭和三八年一月～九月——


昭和三十九年九月一日　印刷
昭和三十九年九月五日　発行

婦人と年少者　第十二巻第九号
通巻百二十七号

定価　六〇円　〒六円

編集人　久米愛
発行人　平林たい子
東京都文京区小日向町一番地
印刷人　網野栄
東京都千代田区神田一ッ橋一ノ一
(日本職業指導協会内)

発行所　婦人少年協会
電話九段(261)九五九七
振替口座東京一〇七九一四

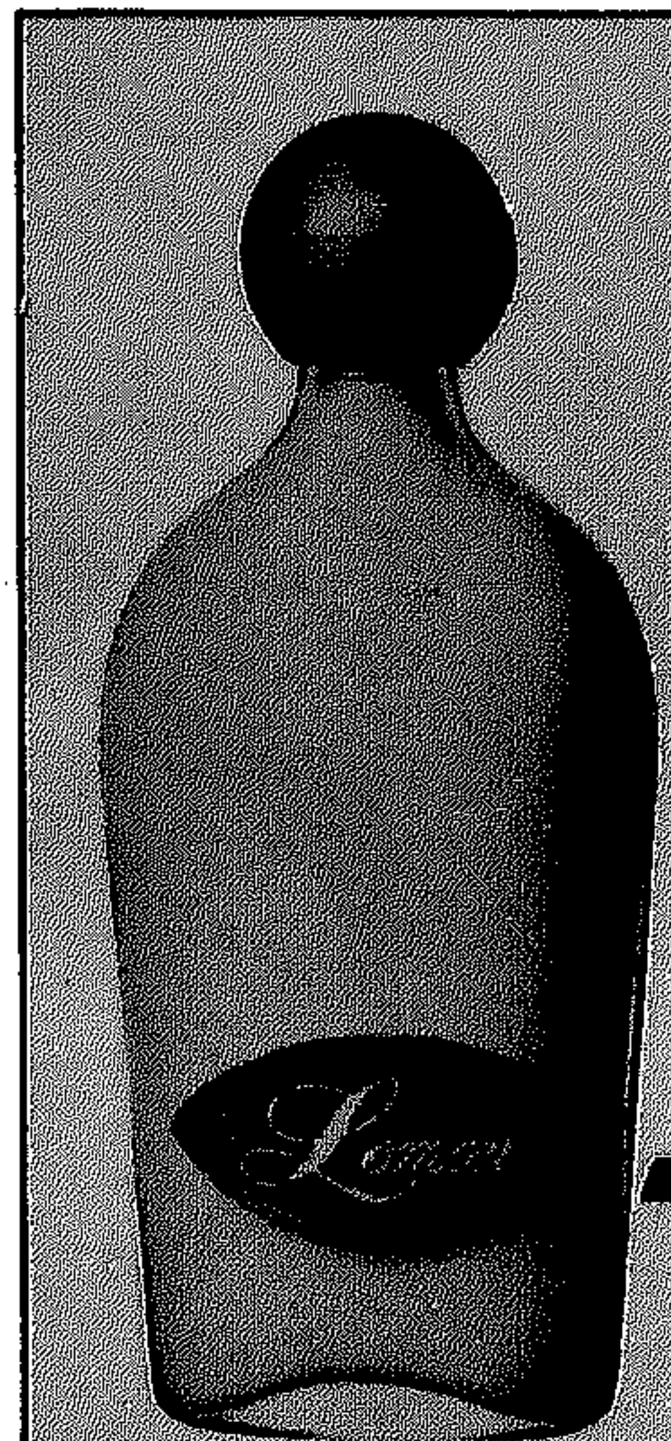

天然レモンオイル配合！

＊レモンの美容エキス〈天然レモンオイル〉が、たっぷり配合してあります。
＊生のレモンより、ずっと効果的。
＊さわやかでシットリした感触がすてきです。
＊ピチピチしたお肌にします。
＊肌アレを防ぎ色を白くします。

ウテナ レモン乳液

120 cc / 200円

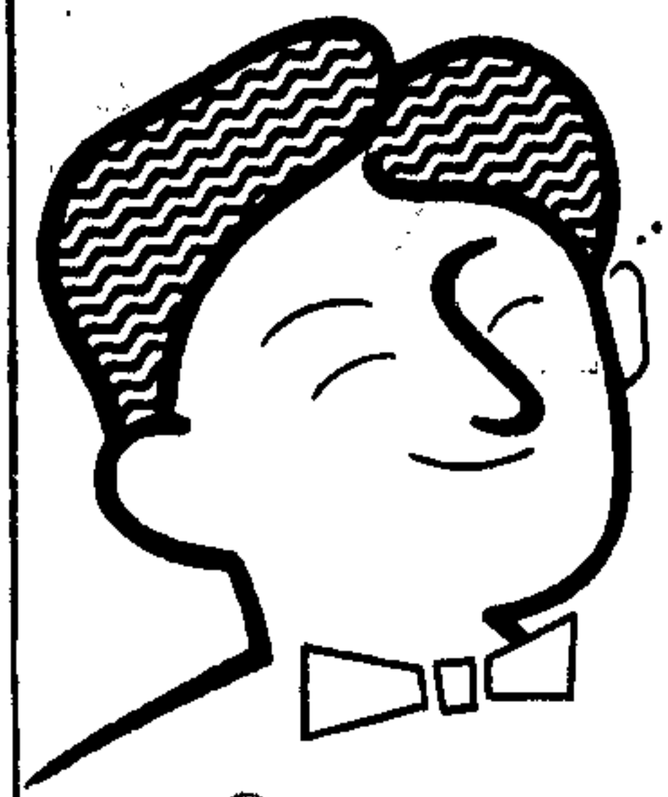

大衆に一番親しまれる

ケシ ポマード

新　製　品

ケシミづルつ ポマード

本舗　東京　ケンシ精香株式会社

電話　本社 (801) 2131 (代表)～3　大阪営業所
　　工場 (801) 4871・4872　電話 (531) 3327